平成 28 年度

第 17 回総務文教常任委員会会議録 第 5 回総務文教分科会会議録

平成 29 年 3 月 2 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第17回総務文教常任委員会会議録

日 時 平成29年3月2日(木曜日)

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 3月2日 午前9時00分

次 第

- 1. 開会
- 2.委員長挨拶
- 3.調査・協議・審査事項

(企画総務部)

審查事項

- ・第20号議案 宍粟市中広瀬多目的広場条例の制定について
- ・第22号議案 宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号の利用等に関する条 例の一部改正について
- ・第23号議案 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・第24号議案 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・第25号議案 宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- ・第26号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 一部改正について
- ・第33号議案 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
- ・第34号議案 辺地に係る総合整備計画の変更について
- ・第35号議案 相互救済事業の委託について 継続調査
- ・宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略に関する事項について

(まちづくり推進部)

審查事項

・第27号議案 宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について

- ・第36号議案 市有財産の処分について 継続調査
- ・公共交通について
- ・地域おこし協力隊年次報告会について その他報告事項
- ・第12回宍粟市さつきマラソン大会について
- ・消防車両引渡し式について
- ・平成29年度宍粟市消防出初式について

(教育委員会)

審查事項

- ・第31号議案 宍粟市立学校給食センター条例の一部改正について 継続調査
- ・学校規模適正化・幼保一元化推進計画進捗状況について
- ・学校給食センター異物混入状況及び対策について その他報告事項
- ・幼児教育の段階的無償化の取組について
- ・平成29年度 宍粟市就学援助制度の援助項目等について
- ・平成28年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果について
- ・広域連携による図書館利用状況について
- 4. その他

閉会中の継続調査事項について

宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略に関する事項について(企画総務部)

公共交通の利用促進に関する事項について(まちづくり推進部)

幼保一元化推進計画の検討に関する事項について(教育委員会)

学校給食センターの適正な維持管理に関する事項について(教育委員会)

次回開催予定日 平成29年4月10日(月)又は11日(火)午前9時00分から

5.閉会

出席委員

委員長 高 山 政 信 副委員長 西本 諭 員 稲 田 常 実 委 員 岸本義 眀 山下由 美 " 伊 藤 一 郎 "

議 長 秋田裕三

出席説明員

(企画総務部)

企 画 総 務 部 長 村 司 企画総務部次長 名 畑 浩 総 \equiv 彦 務 課 툱 木 義 財 地域創生課長 Ш 本 信 介 (まちづくり推進部)

まちづくり推進部長 坂 根 雅 彦 次 まちづくり推進部次長兼人権推進課長 健 \blacksquare 消防防災課長 仁 \blacksquare 路 人権推進課副課長 大 \blacksquare 敦 子 (教育委員会)

教 育 部 長 藤 原 卓 郎 教育総務課長 橋 本 徹 社会教育文化財課長 田 路 正 幸 社会教育文化財課副課長 原 真 弓 企画総務部次長 良 智 秘書広報課長 森 本 和 人 Ż 課 務 長 砂 田丁 隆 地域創生課副課長 也 晋 西 Ш

まちづくり推進部次長 瀬 忠 信 弘 市民協働課長 勝 本 消防防災課副課長 則 鳥 居 툱 人権推進課副課長 柴 原 宏

教 育 次 長 正 人 前 田 学校教育課長 史 Ш 本 哲 こども未来課長 中 尾 善 弘 給食センター所長 大 前 和 弘

事務局

次 長上長正典

(午前 9時11分 開会)

高山委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会をいたしたいと思います。

第20号議案から第35号議案までの審査をお願いしたいと思います。

それでは、説明を受けたいと思います、第20号議案について。

次長、どうぞ。

上長次長 済みません。そしたら、第20号議案を先やっていただいて、人事に関係する部分については、後回しということでやっていただいたらと思うんですけど。高山委員長 ただいま次長がおっしゃいましたように、少し書類等々が整っていないということで、第20号議案について、説明を受けたい。それぞれ書類を提出をお願いしておる部分については省略させていただいて、後ほどということにさせていただいたらなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それではお願いします。

中村部長。

中村企画総務部長 それでは、第20号議案、宍粟市中広瀬多目的広場条例の制定に つきまして、御説明をさせていただきます。

本日、追加資料で出しております図面をごらんください。

この赤線で囲っている部分が、今回、多目的広場として条例制定しようとすると ころでございます。

これにつきましては、この土地につきまして、市民のスポーツ、あるいはレクリエーション、あるいはイベント等の開催時の駐車場等、多目的な利用に供したいということで設置しようとするものでございます。

それで、この条例で名称及び位置、それから使用時間、あるいは禁止行為等、あるいは占用の許可、それぞれ利用するに当たっての管理規定を定めようとする内容でございます。

その中で、占用料につきましては、原則は無料ということで扱わせていただいております。市内に住所を有しない方、あるいは営利目的の使用につきましては、他のグラウンド等の施設と同じように1時間につき500円の占用料を納めていただくというところで定めようとしておるものでございます。

できるだけ多くの市民の皆様に活用いただきたいと考えておりますので、今回、 条例制定しようとしておるものでございます。

以上でございます。

高山委員長 第20号議案についての説明が終わりました。これより質疑等に入らせ

ていただきたいと思います。

岸本委員。

岸本委員 確認だけやけども、この占用というのは、どういう場合の、例えばこういう場合、例えばこういう場合、何か想定していますか。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これにつきましては、基本的には場所を自分たちが専属で使うと、ほかの人が入ってきても「うちがもうここは貸し切っとるんや」とか、そういった基本的には全面の自分たち以外の者には使わせない。きょうはもう私たちがここを使うんだと、今の時間帯は使うんだというふうなことで、ほかの人が入ってきても使わせないような使い方の場合には、申請をしていただいて許可を得ていただくということにしております。

それ以外については、もう許可もなしで自由に使っていただけるということにしております。

高山委員長 よろしいですか。

稲田委員。

稲田委員 スタンスとしては広場ということなんですけど、公園に当たるんですか、 それともグラウンドに当たるんですか。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 一般的に言われる都市公園の位置づけではないということで、グラウンドというか多目的広場、スポーツ専用のグラウンドでもないということで、多目的に利用していただくというグラウンドと、広場という、はっきりした定義というものがないので、ちょっと申し上げにくいんですけれども。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 問題となってくるのは、公園であれば、例えば申請のときに予約みたいなことができないと思うんですね、都市整備の関係でいうたら、広場とかグラウンドというのは一応予約がとれるようになってると思うんです、市内の施設が。

それは夢公園であったり近隣公園、都市公園は予約対象外になっとると思うんですね。そういった場合に、すみ分けをはっきりしてない場合、これは私たちが早い者勝ちなんです、いわゆる。だから早く行ってそこを占有した者が使っている状態なので、そこで混乱が起きひんのかなと。

例えば、きちっとしたグラウンドであれば、ちゃんと使用許可を出して、それを 許可をいただいて使わせてもらうんですけども、この場合やったら早い者勝ちとい うことになりますわね。そこがちょっと気になるんですけども。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 それにつきましては、基本的には3カ月ほど前から予約を受け付けるということで、予約制を、占用される場合についてはとるという運用の仕方をしていく方針でございます。

高山委員長 西本委員。

西本委員 これ、スポーツ及びレクリエーションと書いているんですけど、スポーツってどこまでの部分、例えば子どもらが野球というか、そういう遊んでいるという場合なんかは、これはどういうふうに捉える、スポーツなのかということで聞いたら。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 基本的には冒頭、部長が申しましたように、なるべくいろんな人に 多目的で利用していただくということですので、周りの人に危害を加えないような 行為については基本的には認めていくこととしております。

ただし、これ、図面を見ていただいたらわかりますように、一番広い所でも、フェンスからフェンスまでが50メートルでございます。したがいまして、ソフトボールの正式な試合をしようとすると、ちょっと東西の幅が少ないということですので、野球とかソフトの試合については、この場では許可をしないということとすることにしております。

したがいまして、キャッチボールであるとか、例えば子ども会のソフトの練習で ちょっと使うとか、そういったことについては当然認めていくということにしてお ります。

高山委員長 西本委員、どうぞ。

西本委員 その辺が微妙な部分があるんですけど、例えば近隣のところにボールとかが飛んでいく可能性は十分ありますよね。その辺の住民との使用についての話し合いというか、できているんですか。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 使用の方法につきましては、細かなことを言いますと、この場合いるんなケースがありますので、おおむねこういった野球とかソフトの試合は禁止すると。キャッチボールとか子どもが例えばボールで遊ぶ程度については、普通の公園でしたらボール遊びは禁止ということなんですけども、一応、多目的な広場で利用していただくということですので、これについては認めていくというふうなこと

で、自治会長のほうには事前に相談はかけさせていただいております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 これはスポーツを推進するものなのか、あくまで有効地利用としてレク リエーションに利用するものなのかが、ちょっとはっきりわかりにくいんですね。

僕は今言う、そこの夢公園でもボール遊びをされている方もあります。ただ、やっぱり基本的には子どももいるわけですよ。家族連れで来ているところに、片やボールをさわってる、片やこっちでお弁当を食べている。こんな状況はないですよ、普通。そこまで想定されているんやったら、例えば周りに車があるので、これネットの高さとか決まってるんですか。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 ネットについては 2 メートルのフェンスを設置をしております。 高山委員長 稲田委員。

稲田委員 2 メートルのフェンスって学校のフェンスぐらいですよ、小学校のね。 だからスポーツでは使えないです、これ、危険過ぎて。車もありますし、誰がこれ 保障するんですか、ほんならここ、もし事故があったときに。

だからその辺、グラウンドとして使うならグラウンドとしてのちゃんとした設備が必要やし、レクリエーションとして使うんであればレクリエーションで分けないと、絶対後で問題が出ますよ、これ。

安易に公園かグラウンドか広場かはっきりしてないような定義なので、広さはともかくとして、やっぱり使う方が混乱するのと、結局は最終的にボールを禁止してくれというようなことにならんようにするために、最初に曜日で分けるとかそういうふうにしないと、これ、ちょっと混乱が起きるんじゃないですかね。

そこまで議論されとるかわからんのですけども、ちょっと今の時点では、整備されることはええんですけども、あとの目的がはっきりしてないので、そこをもう少しちょっとはっきりしていただきたいんですけども。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 この広場につきましては、スポーツも入れておりますけれども、 ランニングやその部分、あるいはある程度の子どもたちのキャッチボール程度は大 丈夫かなと。

ですから、球技で大人が試合をするとか、そういう球技の試合はここではまず無理であろうなという部分で、運用の部分、その取り扱い、皆さん効率的に、そういうことのないように使っていただきたいというような思いでつくっております。

ですから、スポーツ公園というか、そういうグラウンドという扱いとしては見ておりませんので、その辺、看板等その辺で注意喚起なんかも図っていきたいと考えております。

高山委員長 議長。

秋田議長 この地図のところで 2 件ほどお尋ねするんですけど、ここが私とこの家になると思うんですけども、ここのところの水路が、従前はこっちとこっちへ流れるのが、ここに水路があって、ここ 5 メーターほどになりますが、10 メーター近くやけど、ここはもう、暗渠にしてありますわね。意味わかりますか。

ちょっとここ。ここが秋田の家で、それでここに水路がずっとあって、この水路がこっちに流れる水路と、ここで、ますが分かれてこっちに流れる水路があったんですが、ここのところを工事の終了時点で確認したら、ここは暗渠になってますわ、こっちに水が流れないように。

それで、この下のこの辺の今ここは駐車場になっておりますが、ここのあたりの田んぼを持っておられた千本さんという方がおられたと思うんですけど、もうここ農業をしないからこの水路は要らんということで、暗渠にされているんやったら理解できるんやけど、従前この水路があったんですが、ここのところは工事の関係はどういうふうになっておりますか。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 従前、今言われておる水路から水を引かれておる農業をされておる方がまだ現在もいらっしゃいました。この方につきましては、協議をさせていただいて、別の水の取り口について確保するということで了承をいただいておりますので、今、言われておりました、ここの入り口のこの水路については、もう廃止をすると。廃止というか、使えなくするということです。

秋田議長 じゃあもう1点。じゃあ水路については、その農業をされている人が別の水利からとるということであればそれでいいんですけども、私自身、この地域に住んでおりまして、いつも思うんですけども、駐車場整備その他、されるのはいいんやけど、1年を通して雑草の始末とかそういったことを全然されないです。

それで、例えば現実問題として、6月の第1・第2日曜日あたりに、この中広瀬 地域は溝掃除という日が決まっとって、周辺の草刈りとかごみ拾いをするわけです けど、市管理になってから、こっちから住民サイドの中広瀬から「早く掃除してく ださいよ」と言わない限り絶対しないですね、今までに20年近く私おりますけど。

それで、今は工事直後やから今はきれいですよ、半年ぐらいは。だけど1年たっ

て雑草がその周辺にずっと生えかけたときに、もうほったらかし。そういったことに対して、財産管理をしている総務部か産業部か知りませんけれども、環境の雑草とごみ、これの処理についての管理は、なぜ地域のあれと合わせてやってくれないのかなというのが、そこがいつも疑問なんやけど。こっちも腹立たしく物を言うのも失礼な話をするんですけど、ここのところの管理のやり方について、責任ある回答をしていただきたい。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 御指摘のとおり、ここの維持管理については、この財務課が所管で、今後も維持管理をすることになっております。したがいまして、今おっしゃいますように、言われるまで何もしないというようなことのないように、年間予算を確保しながら、早目早目に対応させていただくように心がけたいと思いますし、また、ここの広場の部分については、これは正式ではないですけども、自治会長のほうから、自治会で管理するようなことも検討してくれというふうなこともいただいております。

ただ、先ほどもおっしゃいましたように、初年度でどれだけ草が生えるかというふうなことについても、まだわかりませんので、初年度は管理を市のほうでさせていただきながら、状況を見ながらどれぐらいの頻度で草刈りとかそういったものが必要なのか、それが自治会で対応していただけるようなことかどうかについては、また地元と調整をしながら進めていきたいと思っております。

高山委員長 議長。

秋田議長 何年もやってきたことに対して、何年も返事がないから言ってるんです、 僕は。だから今の回答やったら「今後はします」と言うてくれたらそれでいいんや。 なぜ「検討する」のや。検討なんかしないで草引きしろよ、ちゃんと。そこを言っ てるんや。するかせんかと聞いとるんやから。何で20年間もずっと僕自身が何回も やってるんやで。わかってんの。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 管理については適正にさせていただくようにしますので、よろしくお願いします。いろいろと御迷惑をかけることもあると思いますけども、その点、御了承いただきたいと思います。

高山委員長 山下委員。

山下委員 この中広瀬多目的広場で、市民のスポーツとかレクリエーションの振興 並びにイベント開催での駐車場の用途、多目的な利用に供するためということで、 市民の災害時の避難場所というような定義とかは、そのようなことはどのようになっているんでしょうか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 市民の避難場所というのは、防災計画等で指定されておりまして、この部分について、いろいろな災害があると思うんですけども、地震災害等で使える場合はそういう場所にもなるとは思うんですけども、水害等は逆にここは危ないかもしれませんし、その辺、それは防災計画の中で避難所はほかに決めてある部分がございますので、いざというときには活用できるときは使わせていただきたいということでございます。ですから、そこまでの規定はしておりません。

山下委員 そういったところがよくわからなかったんですけれども、恐らく地震等の災害があったときには、恐らく皆さん、そういうところのほうに向かって逃げられるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういうところの定義をここに含めるということは、やはり大分難しいんですね。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 この部分でそこまでの想定の部分というのは、ちょっと難しい かなと考えております。

ですから、どういう場合があるか、地震等で長期の避難場所の確保という部分での位置づけというのは、ほかの計画の中で定めていくべきであって、この中に個別に定めていくということにはなってないと考えております。

高山委員長 よろしいですか。

稲田委員。

稲田委員 この土地は河川改修のときの先行取得であるというふうに、前、お聞き しとるんで、将来的にこの駐車場が削られる可能性も含めて、その代替地というの はまた考えていかなければならないんですかね。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 おっしゃいますとおり、宍粟橋より南側の河川改修が今のところ、まだいつかわからないんですけれども、将来的にあった場合、駐車場、あるいは住宅地等もございますので、その代替地等についても、この土地を利用することになるかもしれません。その部分でそれまでの間、ちゃんと施設を建てたりするんじゃなしに、今の土地そのままの形状で利用していきたいということで、多目的広場とさせていただいております。

高山委員長 西本委員。

西本委員 確認ですけど、赤線の中の28台の駐車場がありますよね。この部分がグラウンドを使うための駐車場で、こっちの左側の164台とかあるのが、これはもう職員駐車場ということで縦分けをしておるんですね。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 おっしゃるとおり赤線以外の左側部分については職員駐車場という 位置づけにしております。

高山委員長 ほかにございませんか。

それでは、第20号議案については終わります。

それでは続きまして、第33号議案について、説明を求めます。

中村部長。

中村企画総務部長 第33号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について、概要につきまして、御説明申し上げます。

これにつきましては、過疎地域の自立促進計画の中で、新たに事業展開の上で必要な部分について、変更をしております。

まず 1 点目なんですけども、カヌー競技場の整備というのを入れております。この部分につきましては、音水湖カヌー競技場をカヌーのメッカとするための事業として、追加をさせていただいております。

それから、2点目なんですけれども、皆木線といいますか、建設の部分で交通・通信体制の整備、情報及び地域間交流の促進ということで、市道皆木線につきまして追加をさせていただいております。これにつきましては、災害時の迂回路、国道29号線の災害時の迂回道路としての役割もございまして、その部分についてのハード整備の追加をさせていただいております。

その他、その下なんですけども、市道の除雪につきまして、従来ハード事業の部分でここに計上しておったんですけども、ソフト事業ということで、その組みかえ、ハード事業からソフト事業へ移したということの変更がございます。

それから続きまして、生活環境の整備という部分のところなんですけども、ストックマネジメント計画策定事業ということで、これにつきましては、下水道事業の今後のライフサイクルコストの低減、そういう部分をしていく部分で、施設管理をきちっとしていくということで、そういうストックマネジメント計画について策定しようとするものでございます。その部分を追加をさせていただいております。

続きまして、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の部分でございます。これ につきましては、千種の診療所で行っております通所リハビリのステーション事業、 この部分を行うために、その部分の機器整備の事業として、新たに上げさせていた だいております。

その次なんですけども、医療の確保の部分の過疎地域自立促進特別事業の部分ですけども、鷹巣診療所解体事業、この部分につきましては、これまで鷹巣地区の医療を担ってきた診療所につきまして、閉鎖ということになりましたので、この部分の解体につきます費用について、この過疎計画に上げて行おうとするものでございます。

それから、もう1点が、集落の整備というところの自治集会施設等整備補助金という部分です。これにつきましては、各地区の自治会の集会所施設を改修あるいは 建てかえの部分につきまして、補助金を充てようとするものでございます。

あとは、総合戦略の改修の部分の別表の事業表の中の部分を、先ほど申しました 事業の変更を行おうとするものでございます。

変更の内容としましては以上でございます。

高山委員長 第33号議案について、説明が終わりましたので、これより質疑に入らせていただきたいと思います。

稲田委員。

稲田委員 3ページの自治集会施設等整備補助金なんですけれども、これは教育集会所の関係も含まれとるんですか。というのが、これ、もし山崎町内でいうたら、あと2カ所、整備が進んでないと思うんですけれども、その部分も含めてなんですかね。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 この部分につきましては、過疎計画の山崎の部分については入っておりません。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 御存じ、この間も説明させてもろうたと思うんやけれども、山崎も過疎 指定を受けています。だから今後、4月から受けてきて、それを見越したことなの かなというのが、今まではこれは北部しか使えんかったのが、保育所バスの運行経 費の補助金もそうですけども、これは今後、山崎が4月以降に指定を受けたときを 見越して、してあるものなのか、それとも、その辺がどうなのかなと思って。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 稲田委員がおっしゃったように、その見込みになるとは思いますけど、まだ法律改正等ができておりません。ですから、今回その部分については、

その分は見込んでおりません。

高山委員長 ほかにございませんか。

西本委員。

西本委員 ストックマネジメント計画策定とありますよね。これは具体的にちょっとどういう作業をするのか、作業というか、どうなんですか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 この部分につきましては、やはり下水道事業等、老朽化が進んできております。この部分について、やはり長寿命化とかそういう部分で管理を適切にして、いかに長くもたせるかというようなことがございますので、下水道施設の点検調査等によって、この全体の下水道の施設の計画をいかに管理して安く抑えるかといいますか、長寿命化に向けての部分、そういうことで計画を立てるということになっております。

高山委員長 西本委員。

西本委員 前にもちらっと言ったことがあるんですけど、下水道の計画の中で、合併浄化槽に切りかえたほうがいい場所もあると思うんです、今からどんどん縮小される中でね。そういう計画も含むということですね。そういう計画を否定しないで進行するということやね。

高山委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長 当然、特に北部地域につきましては人家も減っておりまして、そういった合併浄化槽のほうが経費的には安くつくといったところも実証といいますか、数値としても見えている部分もあるんですけれど、この計画の中で、もうこれをもって合併浄化槽にするとか、そういったことは、まだそこまでは考えておりません。

ただ、そういったことも検証しながら、何がいいのか、統合がいいのか、公共下水道との連結とか、そういったことと、また単独でやるのがいいのか、そういったことも含めて考えていくといった、だから基本的には長寿命化をしていくといったところが主体になってくると思います。

高山委員長 よろしいか。これをもって第33号議案の審査を終わらせていただきます。次に第34号議案。

中村部長。

中村企画総務部長 第34号議案、辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、御説明を申し上げます。

この部分につきましては、宍粟市山崎町の中野辺地、上ノ下辺地、上ノ上辺地に またがります市道の改良についてでございます。

この道路整備につきましては、行きどまりの路線の解消、あるいは迂回路線の改良、道路防災事業など、生活道路の確保と災害に強く、また安全で快適な生活道路網の整備を推進するということで、中野から上ノにかけましての市道につきまして、幅員が狭小で通行の危険箇所も点在する路線であることから、台風等による河川氾濫のときには、中野辺地以北が孤立するようなことになる危険性もございます。その部分の道路改良によって、迂回路等も確保し、生活環境の向上あるいは安全・安心を守るというような部分で取り組まれておるものでございます。

これにつきましては、やはり道路の法線が山側にずれたり危険箇所の改修、その部分等で当初の事業費より増額になった部分がございます。それの変更として上げさせていただいております。

高山委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ないですか。ないという御意見もございますけれども、ございませんか。

(「ありません」の声あり)

高山委員長 それでは次の議案に入らせていただきたいと思います。

それでは、第35議案の説明を求めます。

中村部長。

中村企画総務部長 第35議案、相互救済事業の委託についてという議案につきまして、説明させていただきます。

これにつきましては、市が所有します建物の保険の関係の部分を委託している部分でございます。損害保険の関係でございます。これにつきましては、従来から町村会の系列の一般財団法人全国自治協会に委託をして、その業務を担っていただいておりました。

しかしながら、合併により市となりました加入自治体に対する分担金の見直しが行われまして、掛金等が倍以上の額にはね上がってきております。その額が提示されておりますので、今回、その委託先を公益社団法人全国市有物件災害共済会のほうに変更をして、その掛金等は従前よりもまだ安いぐらいの掛金になってくると考えておりますので、その部分に変更していきたいという内容でございます。

それで議会の議決を求めるということになっておりますので、よろしくお願いい たします。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 補償内容については、今までのところと大きく変わることないんですね。 高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 補償内容につきましては、従来の全国町村会と同等の内容になっております。ただし免責につきましては、従来1万円の免責でございましたものが5万円になると、この部分が変更になります。

高山委員長 ほかに。

ほかに質疑、意見等ございませんので、第35議案を終わらせていただきたいと思います。

休憩といたします。

午前 9時50分休憩

午前10時00分再開

高山委員長 それでは、休憩を解いて始めさせていただきたいと思います。

それでは、説明を求めます。第22号議案の説明を求めます。

中村部長。

中村企画総務部長 それでは、第22号議案、宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正につきまして、概要につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本日の追加資料のところに表にしてまとめておる部分が主なものでございます。 議案につきましては、参考資料の新旧対照表を見ていただくのが一番わかりやす いと思いますので、新旧対照表でいかせていただきます。

これにつきましては、番号法と行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律、この部分が改正をされました。それに基づきまして、本市の個人情報保護条例、あるいは番号法の利用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条としまして、個人情報保護条例の一部改正なんですけども、これにつきましては、第8号の部分に、情報提供等記録というものがございます。これは番号法によりまして規定している部分の特定個人情報になるんですけども、この部分に括弧書きを加える。これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む第37条の2において同じというようなことでございます。この準用する場合のところも、情報提供等記録という部分で定義をするという追加がございましたので、その部分を追加している部分でございます。

それから、第26条といいますのが、第三者に対する意見書の提出の機会の付与というようなことで、特定個人情報として、マイナンバーが打たれた部分の情報提供、あるいは提供をしようとする場合に、第三者の意見を聞くと、今も個人情報の中で個人情報保護条例の中で、提供する場合は第三者の意見を聞く場合がございます。それをそこへ明記を加えたものとなっております。

高山委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 資料の補足説明をさせていただきます。

先ほどお配りしました資料の中で、該当部分をこの新旧対照表の上に丸をつけて おります。ちょっと体裁が整っておりませんで申しわけございません。

この資料につきましては、再度、体裁を整えたもので準備をさせていただきます。 この委員会での補足説明ということで御理解をいただきたいと思いますので、よろ しくお願いします。

高山委員長 第22号議案について説明をしていただきました。これより質疑に入ります。

中村部長。

中村企画総務部長 済みません。途中でしたので、この部分を1つずつ言っていったんですけども、簡単に言いますと、特定個人情報ということで、マイナンバーが打たれた部分につきまして、追加で改正になったところというのが、最初の第8号を加える部分ですと、第三者に提供するような場合でも、その項目が入ったということでございます。番号法の部分でそういう同じ扱いをしなさいよという部分でございます。

次の部分は、情報提供等記録の提供先への通知ということなんですけども、これにつきましては、特定個人情報を提供したり照会したりする自治体間の部分がございます。その部分につきまして、情報提供の記録等をシステムに記録をしておくんですけども、その部分についての記録について、訂正あるいはそういうことがあった場合に、情報提供したほう、それから照会した部分に対して、書面によって通知をするというような改正内容に、その部分が情報提供者まではあったんですけども、準用する様な部分につきましても新たに加わったという部分でございます。

あと、第38条の2、その下の部分なんですけど、第28条が1個、法律で1つ条ずれを起こしましたので第29条に変わるという部分、それから続きまして、第2条の改正につきましては、番号法で第19条の第9号に基づく個人情報のことを指していた部分が、番号法自体が条ずれを起こしましたので第9号が第10号に変わりました

ので、それを直した部分でございます。

それから、最後の部分、個人番号の利用等に関する条例の改正につきましては、 就学援助規則の部分で特定個人情報の番号のついた部分でいいますと、児童扶養手 当の判定基準に使うために、庁舎内で特定個人番号の情報を使う場合は、条例でこ ういうものに使いますよというのを定めておかなければなりませんので、それに新 たに児童扶養手当関係情報を、その関連で使いますという部分が加わった改正にな ります。

大きく分けますと、その3点の改正なんですけども、以上でございます。 高山委員長 山下委員。

山下委員 この第22号議案の中で直接市民にかかわってくるのは、この児童扶養手当の支給者、これをマイナンバーを利用する、新しく児童扶養手当支給者を入れたというところが一番、市民にかかわってくるところと考えとったらいいんですか。 高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 この部分につきましては、児童扶養手当関係情報というのは、逆に就学援助の部分で、その所得額とかそこらの判定に使うために、児童扶養手当関係の情報を使いますよという内容ですので、児童扶養手当につきましては、もうマイナンバーの情報でありますという特定個人情報に該当してくるということで、これは市民に直接といいますか、内部の事務処理の効率化を図るための部分でございます。

ですから今までですと、特定個人情報ということで色分けされなかったときには、委任によって、本人の申し出によって、そういうことで事務処理を効率化させていただきますよということで、市民にとっても手間が省けるというようなことで対応していたんですけども、マイナンバー法が確定されてから、使えるのはどれやということを条例を定めなさいということになりましたので、それを加えていくということでございます。

高山委員長 質疑ありますか。よろしいですか。ないようでございますので第23号 議案の説明を求めます。

中村部長。

中村企画総務部長 第23号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

これにつきましても、参考資料の新旧対照表を見ていただいたら、一番わかりや すいと思います。 これにつきましては、児童福祉法の改正がございまして、「養子縁組里親」という文言が定義づけをされました。その部分について、表現について条例についても 改正しようとするものでございます。

児童福祉法第6条の第4項の1号に里親である職員に委託されている児童のうち、 当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者というような文言に なっておるんですけども、この部分、同法の第6条が定義づけにされまして号立て になりました。それで、この先ほど言いました内容の部分が「養子縁組里親」とい うような言葉でまとめられましたので、その部分を改正しようとするものでござい ます。

これに伴いまして、第2項の部分につきましても同じように法律から持ってきております第6条の4、第2号に改めて、それから文言については養子縁組里親ということに改正しようとするものでございます。

以上でございます。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 変更の部分はええと思うんやけど、まず養子縁組で養親となる希望している者という定義があったよね、普通に。わからんのんやけど。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 失礼します。

今回、児童福祉法が大きく改正されたのが、本来でしたら、本来の子とか養子だけが対象だったんですけども、やはり最近、虐待とかそういったところが大きいということで、養子縁組とか特別養子縁組とか、そういったところで本来の親じゃない方でも、そういった親となりたい者については、そういう育児とか介護の休暇の対象とできますよというような、そういう改正がされたので、そういった今回、12月の議会で提案させていただいて議決いただいてたんですけども、さらに今度は4月1日付で児童福祉法が改正になったので、今回、文言の整理をさせていただいたという経過になっております。

以上です。

高山委員長 山下委員。

山下委員 この議案は、文言の整理ということで理解したらいいのかなと思ったんですけども、具体的に職員の方でこの対象になられる方というのはいらっしゃるんですか。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 現時点ではそういったことを希望されている職員はちょっといないんですけども、将来的にはそういったことも可能性がありますので、今回、改正させていただいております。

以上です。

高山委員長 よろしいですか。それでは、第24号議案について説明を求めたいと思 います。

中村部長。

中村企画総務部長 それでは、第24号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、概要につきまして御説明を申し上げます。

これにつきましても、新旧対照表のほうを見ていただいたほうが、わかりやすい と思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、育児休業法が改正をされまして、第1点目の育児休業をすることができない職員ということで、第2条に掲げてあるんですけれども、その中で育児休業できる部分につきまして、非常勤職員の期間の範囲が広がっております。要件が緩和されまして、養育する子の年齢が1歳6カ月に達するまでということで拡大をされております。その部分について改正しようとするものでございます。

それと、育児休業法の部分で、1条追加になっておりまして、条ずれが起こっております。ですから次条という部分につきまして、第2条の第3号という部分で条ずれが起こりましたので、そこを直しておる部分が1点と、それから、新たに育児休業法第2条第1項の条例で定めるものということで、養子縁組の里親等の関係の部分とかで、新たな条文が追加になっておりますので、新たに第2条の2ということで条文を追加をしております。

それから、その下につきましては、それに伴いまして条ずれが起こった部分で改 正を行っております。

それから、その第2条の2の第3号につきましては、文言が「当該子が1歳6カ月に達する日」というのが「1歳6カ月到達日」ということで、その文言だけ修正をしております。

次の2につきましては条ずれの部分でございます。

第3条につきましては、この部分について、育児休業の部分のただし書きの条例で定める特別の事情という部分について、第1号につきましては、その第1号の条文の中に入っていたのを、ちょっとわかりやすくといいますか、次に掲げる場合に該当するということで、ア、イということで明確に、死亡した場合、あるいは養子

縁組等により職員と別居することとなった場合というような方向に改正になっておりますので、その部分について明確に改正をしております。

それと、2号につきましては、その下につきましては、育児休業をしていた職員が承認を取り消された後、またもう一回、次の子、どない言いますか、第5条というのが承認の取り消しなんですけども、当該子以外の承認、その受けていた子以外がまた第2子ができたとかいう部分で、産前休暇に入られたりということで取り消しになって、その次の子の場合にとる場合とかいう部分がございます。いろんなケースがございますので、その部分について、取り消されたんですけども、その承認に係る子が、また何らかのことで、上に書いてあります、もし第2子が死亡した場合とか養子に行った場合は、最初の子でもう一回とれますよという、再度取得するような部分についての取り決めの部分を明記したものとなっております。

それから続きまして、第10条、3ページ目の部分の「育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して」という、この文言につきましては、この部分につきましても育児休業の効力を失った子、短時間勤務の効力といいますか、小学校就学前の始期に達するまでの子を養育するために、育児短時間勤務を利用できるんですけども、それが終了後1年間は再取得できないという部分がございました。それが特別な事情がある場合は再取得できるということに内容が拡大されましたので、その改正を行うものでございます。

そのときの特別な事情としまして、前条第3条に掲げてありますようなアとかイに該当するような場合は、できますよということで、そういうような特別な事情の 部分を取り決める条文がふえております。

それから次が、部分休業の承認なんですけども、これにつきましては、1日2時間の範囲内で取得できるということになっております。これにつきましては、育児休業と介護休業という部分もございますので、その介護時間と併用する場合には、介護時間を減じた部分について、育児休業、部分休業ができますよというような内容に改正することになっております。

ですから、育児休業に介護休暇の部分も含めて、部分休業ができるという制度設計になっております。

わかりにくいですけど、以上でございます。

高山委員長 稲田委員、どうぞ。

稲田委員 我々、議会だよりを出すときに、この提案の内容を書かな、一応賛否が 分かれたのを優先しとるんですけども、どう書いていいかわからんのよね。具体的 に、さっき言った、この背景、国の流れとして、争点として議論することとしたら、 結局、職員に対する待遇がようなったという部分と、あとは民間とのバランスやと 思うんですよ。その辺がもうちょっと、ぱっと一言で説明できるようなものはない ですか。もう職員の処遇改善であるとか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 きょう追加で出させていただいておる資料に、その内容について概略については書かせていただいておるんですけども、やはりこれにつきましては、育児・介護休暇、それぞれやはり社会的にいろいろ問題になっておりますので、その部分をできるだけとりやすくして就労しやすくするというので、民間の部分の法律も変わっております。それに伴いまして、地方公務員の育児休業、介護休暇につきましても、その部分で改正するという流れになっておりまして、できるだけそういうほうに、今のいろんな社会情勢がなっておりますので、そういうことでよろしいですか。

高山委員長 山下委員。

山下委員 説明してくださって育児休業あるいは介護休業が国の進められる方向での改正案というのはわかりました。実際にこういった取りやすくなる条例の改正ができて、職員の方、実際に希望されれば取れるような状態であるのかどうか質問させていただきます。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 失礼します。

今回提案させていただいた議案につきまして、可決していただきますと、当然その時点でまた効力が発生してきますので、職員の方から申請がありましたら、一応、規定の中では特別な事情がない限りは承認するということになっていますので、相当のことがない限りは申請は受理できるような形では体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

高山委員長 議長。

秋田議長 ちょっと稲田委員の発言と似たようなところがあるんですけども、僕は子どもが少ない時代に入っておるわけやから、子どもを育てやすくするために1年を1年6カ月に延ばすとか、いろんな今回の条例、それはもう正直言うて、もろ手を挙げて賛成なんです。

ですから、第24号議案の設定については、何も異論はないんですけども、これを

「公務員の人はええわな」じゃなしに、民間への指導をどういうふうに持っていくかという、その後のね、これができた後、仮に条例が成立したとして、その後の民間企業へのPRとか、それから浸透をどういうように図るかという、ここが現実大事やと思うんです。

それで、公務員の方の席を持っておる人はそれでいいと思うんですけれども、そこのところの作戦はどんな方法があるんですか。具体的に何かお考えですか。しったん放送ばっかりで、市長メッセージもええけども、そういうことを現実にやってくれんと、民間企業として動きにくいんやけどね。

条例の採決には影響ないけども、作戦の話。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 これにつきましては、法律でその方向になっておりまして、ですから民間企業についても、そういうことで努力していただきたいということは、 宍粟市の雇用、就職の関係とか、そういう雇用のマッチングなんかの部分につきま しても、そこらの条件で都市部へ流れていくようなことも出てくる可能性がありま す。

ですから、できるだけそういう条件整備の部分、若い人が勤めやすい職場という部分は目指していただくんですけども、その辺やはり企業の規模によっても違うてきますので、その辺、商工会やそこらのところでも1回、話は出たことがあると思うんですけども、その条件整備の面について、できるだけ地元企業の人も利益を上げていただいた上で、条件整備ができていくような状況で相談していく方向でしかないのかなと。

個々企業の中身まで、できるだけのお願いはしていかなければならないとは思う んですけども、難しい状況があるとはお聞きしたことはございます。

高山委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長 まさしく議長さんがおっしゃることは、当然、市としてもそういうことを啓発なり、そういう誘導をしていかないといけないと考えております。当然、当市が今から生き残っていくためには、そういった労働環境であったり雇用条件であったり、そんなところを改善して、すばらしい地域をつくっていくという理念がないといけないので、そういったことも市としての役割といったところでは、十分発揮していきたいと、またそういう方向で進めていきたいと私は考えております。

秋田議長 うん。そのことを言いたかったんよね。指導して、啓発指導を行政の方

向づけとしてやっていただきたいということです。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 このことも含めて、次の第25条も第23条も全部そうなんやけども、全職 員への周知の方法としては、どういうことを通常やってんかいね。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 失礼します。

市独自で子育てハンドブックというのを作成しておりまして、そういった中で今回、改正があった部分については、改正した内容で今回このような改正も含めて知らせていきたいと考えております。

以上です。

高山委員長 ほかに。よろしいですか。

ないようでございますので、続いて第25号議案ですね。説明を求めます。

中村部長。

中村企画総務部長 それでは第25号議案、宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。

これにつきましても新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、地方公務員法が改正をされまして、配偶者の同行休業の期間を再延長できる特別な事情について、条例で定めるということになっております。 この部分について、その内容が示されたため、今回新たに特別な事情の部分について、条例で明記しようとするものでございます。

第6条の2としまして、新たに特別な事情につきましては、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったこと、その他市長がこれに準ずると認める事情とするという、この条文を新たに設けることとなっております。

これまで1回の延長は認めておったんですけども、その再延長のときに周期がわからない場合とか、そういう場合がございますので、それについてはもう一回認めますよというような、簡単に言いますとそういう内容の改正でございます。

まず、宍粟市には該当することは、まずないとは考えておりますけども、海外への派遣等がございましたら、そういうことになってこようかなと考えております。 以上でございます。

高山委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

特にありませんか。

秋田議長。

秋田議長 この配偶者同行という解釈なんやけども、一般的に民法でいうところの子どもとか、それから財産相続の場合とか、内縁の子どもとかいう場合も認知されてるわね。それと、この配偶者同行の同行者の配偶者というのは、籍が入った人しか同行者として認められんという解釈かいね。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 失礼します。

言われたとおりで、もう配偶者、男の方でしたら奥さんですし、女の方でしたら 父になります。

秋田議長 内縁は含まないわけ。

三木総務課長 内縁は含まないです。

高山委員長 ほかにないようでございますので、続いて第26号議案、説明を求めま す。

中村部長。

中村企画総務部長 それでは、第26号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、説明させていただきます。

これにつきましては、12月に給与条例を改正して、扶養手当の部分につきまして 経過措置を設けて改正する部分がございました。これにつきまして、国家公務員で いいます9級職に医療職の4級が該当するという定義がなされましたことから、宍 粟市におきます医療職1の4級の1職の部分につきましては、それに基づきまして 他の職員と扶養手当につきまして、その差が出てきたことから、この一部改正条例 を一部改正しようとするものでございます。

一番わかりやすい部分につきましては、きょうお示ししております追加資料の第26号議案のところの表を見ていただいたら、一番わかりやすいと思うんですけども、行政職でいいますと、宍粟市は国でいいます6級職以下なので、一番上の行政職俸給表の7級以下というところが該当いたします。

ですから、子については全職員同じように現在の部分が経過措置後は平成32年度からは1人当たり1万円ということになるんですけども、現在は6,500円、普通の父母等の扶養と同じ額になっております。その部分が子については上がるんですけども、配偶者と父母等につきましては減額になる部分がございますので、その経過措置を含めて、ちょっと表にしておるところでございます。

ですから一番上だけで、ほとんど宍粟市の場合は該当しておったんですけども、 3番目の国家公務員の9級以上、医療職4級職というのが国家公務員9級以上に該 当するということになりますので、これにつきましては、扶養手当は子どもを除い た以外は支給しないというようなことに、最終的にはなります。

ですから、その経過措置につきましても、医療職以外は平成29年度が配偶者は1万円、平成30年度・31年度が6,500円というようなことで、それから平成32年度から6,500円、それから子どもについては平成29年度が8,000円、平成30年度からは1万円、それから父母等につきましては、平成29年度から6,000円、6,500円でずっといくわけなんですけども、9級以上の部分につきましてだけ、経過措置につきましても、配偶者については平成31年度については、ほかの職員とは違って3,500円で、平成32年度から支給しないということになります。

それから、父母等につきましても同じように、平成31年度からは3,500円、それから平成32年度からは支給しないというような、そういうようなことになりますので、経過措置がかなり変わってきておりますので、その部分について、かなり言い回しが多いので、かなりの改正になるんですけども、内容としましてはこういう内容で変わるということを示している部分でございます。

高山委員長 以上で説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。わからないところはしっかり尋ねてください。

山下委員。

山下委員 ちょっと、もう一つわかりにくかったので、結局これは職員にとっては、 子どもに対する支給はふえますけれども、それ以外の扶養家族に対する支給が、経 過措置があるにしても減っていくというふうなことなんでしょうか。

それで、そのことによって、実際に市の職員にどのような影響が生じるのか教えてください。

高山委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長 この制度設計につきましては、国が今からの少子化とか子育 ての環境を改善するということで、手当の額を今まで扶養手当とか親とか配偶者に 手当てしたものを使って、子どものほうを手厚くしようとする国の施策に基づいて 行うものでございます。

今回のこの提案の分については、例えば行政職の国で言う9級以上、非常に高い 階層の人、それから医師職の4級、ここも非常に階層の高い方については、将来的 にはそういった手当については支給しませんよといった改正になってくるというと ころです。

それで、市の影響について言いますと、国の法律に従って、そういった今まで親とか配偶者に手当をしていたものを、子どものほうに重点的に手当をしてくということで、金額的にはプラスマイナスあると思いますけど、制度設計としては大体同じような負担になるといったところで制度設計をされております。

高山委員長 ほかにないようでございますので、それぞれ議案については、これで 審査を終わりにさせていただきたいと思います。

それでは、引き続きなんですけれども、総務文教常任委員会の関係の継続調査と いうことでお願いしたいと思います。資料よろしいでしょうか。

【継続調査及び報告事項を実施】

高山委員長 ほかに御意見ございませんか。

それぞれ付託されました議案、また継続調査事項、また報告事項につきましては 議了いたしました。大変長時間、御苦労さまでございました。

御苦労さまでした。

午前11時12分休憩

午前11時28分再開

高山委員長 続けて、委員会のほうに入らせていただきます。

議案の審査に入らせていただきたいと思います。第27号議案、また第36号議案に ついての審査に入らせていただきたいと思います。

それでは説明を求めます、第27号議案について。

坂根部長、どうぞ。

坂根まちづくり推進部長 昨日も議案質疑がありました第27号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について、少し前段で御説明をさせていただくということにさせていただきます。

昨日、本会議のほうで議案質疑、十分に説明できなかった部分があるのかなというふうに思っております。後ほど資料で説明もさせていただきますが、冒頭少し触れさせていただければなと、そんなふうに思います。

今回の一部改正に至る経緯というところから、少しお話をさせていただきます。 2月の委員会の資料でもお示しをさせていただきました。今回、防災センターの ほうにいろんな機能を持たせていきたいというところでの説明をさせていただいたんですが、特に宍粟市の地域創生だったり、あるいは市民協働のまちづくりを目指していくという、その方向性の上に立ちながら、市民の皆さんが自由に集い、さらには活動できる場を提供していくと。その中で市と連携をしながら進めていくまちづくり、そういった仕組みを構築していかなければいけないというところの観点で、その拠点として市民協働センター的な機能を検討していくというところから、我々はこの議論に入っております。

そのような機能を推進する部局という部分につきましては、現状、市民協働課のほうはシンクタンク的にその方向性を検討する。さらには人権推進課のほうは、御存じのとおり、人権文化を基調としたまちづくり、あるいは男女共同参画の推進、本年度におきましても、若者フォーラムであったり、あるいは女性団体の育成、きょう追加で資料等でお示ししております、ミモザフェアというような形を推進する女性団体、そういったところの市民の皆さんの活動に寄り添いながら支援をしていくというところを実践をしております。

そういう人権推進課が担っていくというのが現状の組織の中では一番、望ましいのかという判断に至ったところで、その人権推進課を中心に、防災センターの活用をさらに発展させていきたいというような方向性を出しております。

当然、人権推進課にある消費生活センター、そういったところも同時にそちらのほうに移動していくということになるわけですが、消費生活センター、この前も議論になりました。それが移動することに対するリスク、そういったところについても、我々はその検討をさせていただいております。

後ほど、また次長のほうから説明をしますが、北庁舎に現在あるわけですが、現状、他部局との連携という部分につきましては、位置的な関係で非常にスムーズにいっているのかなというふうに思っております。ただ、市役所というステージでございますので、相談者の皆さんが、一方では、かしこまった状態でお越しになるという雰囲気も、残念ながらあるのかなというところも考えております。

防災センターについては、集客施設、この前も答弁をさせていただいたんですが、その近くに位置をしておるというところと、さらには中には喫茶店というところもあります。ややもすると相談者の皆さんの中で、やはり相談に来たというところをほかの方に知られたくないというところもあろうかと思います。知人の方に出会われた場合も、そのあたりについては取り繕うことも可能な状況にもあるのかな、そんなふうなことで、いろいろ比較検討をしております。

必ずしも防災センターが、全ていいということでの判断ではなく、お互い、いいところはあるんだけれども、防災センターのほうを選択していくことによって、相談者の方が気軽に寄って、ふらっと寄っていただいた中で相談をしていただけるのかなと、そんな判断に至ったわけであります。

いろいろな考え方があろうかと思うわけですが、今回の条例改正に至った経緯としては、再度繰り返しますけども、もともと総合的な市民協働センター的な機能を、ぜひ設置をしたいという議論から始まって、人権推進課が望ましいのではないか。 さらには消費生活センターが移転することも含めて、デメリットもあるというふうな理解の中で、移動したほうが、さらに雰囲気としてはよくなるのではないかなという判断をさせていただきました。

必ずそちらのほうが絶対的に優位だということではなしに、総合的な比較というところでの判断をさせていただいたというところで、さらに少し平たい言葉で言わせていただきますと、相談の内容が、病気で言います重篤な状態になる前に、相談に来ていただける環境という部分では、市役所という雰囲気と防災センターの雰囲気では、少し防災センターのほうが皆さんにとっていいのではないかというところの状態を考え合わせて、今回の条例の改正の提案とさせていただきました。

いろいろ御意見をいただきながら、今後もよりよい方向に進めていきたいという ふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

具体的なことについては、次長のほうから説明をさせていただきます。 高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長 それでは、本日お配りしております資料でございます。まず、総務文教常任委員会資料ということでつけさせていただいております 1 ページ、2 ページにその関連資料をつけさせていただいておりますけども、これにつきましては、これまでの常任委員会のほうでお配りさせていただいたものを改めてつけさせていただいているところで、2 ページにございます宍粟防災センターの改修工事等というところで、今回、平成29年度の当初予算のほうに2,000万円を計上しているというところを、新たに加えさせていただいているものでございます。

本日、追加としてお配りさせていただきました資料をお願いいたします。

消費生活センターの位置を改正する条例についてというところなんですが、まず、その改正理由につきましては、先ほど部長のほうからございました、まずは宍粟市の地域創生や市民協働のまちづくりを目指していく方向性に立って、総合市民協働センター的な機能の検討を行ったというところから始まりまして、人権推進課が望

ましい部署であるということ、総合市民協働センター的な機能を推進する拠点として、いろいろ比較検討した結果、防災センターが最も望ましい施設であるという判断、そして人権推進課の業務の中にございます消費生活センターも人権推進課の移動とあわせて移動するということで、今回の改正条例の上程に至ったというところでございます。

先ほどもありました消費生活センターの防災センターへの移動に伴う課題という ところで検討させていただいております。

まず北庁舎なんですが、北庁舎につきましては、御存じのとおり市役所本庁舎が近かったり、また宍粟警察署が近いということで、ほかの部署から関係機関との連携については好ましい立地条件になっているという状況です。

しかしながら、ここからが課題なんですけども、現在、人権推進課が管理しております相談室というのが1室のみとなってございます。同じように消費生活相談であったりとか、その他の相談で来られて同時に来られた場合には、北庁舎内で別の会議室等の確保を急にしないといけないというようなことになっております。

これまでのところ、何とか確保はできておりますけども、北庁舎はいろいろ福祉関係で行事をされておりまして、結構、会議室等が詰まっておることが多々ございます。そういったことで、なかなか確保するのに、ちょっと手間をとっているという状況でございます。

それから、先般も北庁舎で事件がございましたけども、人権推進課が管理しております相談室なんですが、実は出入り口が1カ所となってございます。これまでは特に大きな問題等はなかったんですが、先日のような事例がございますと、ちょっと安全確保の観点で問題があるかなというところを思っております。

一方、宍粟防災センターなんですが、宍粟防災センターは、たくさんの会議室とかを持ってございますし、今回の改修等整備に合わせまして、相談室を複数確保する予定としてございます。

それから、先ほど申しました相談室の出入り口についても複数を設置することで、何か有事があったときに退避ができるというんですか、そういったことを考えていきたいと思っております。

それから、先ほども部長からございました相談者の方が施設のほうに来られたときに、防災センターには当然ながら防災に関する啓発とかそういった施設もございますし、それから喫茶店もございます。それから1階には社会福祉協議会も入っているというようなことで、いろんな目的で来館される方があるんですが、その相談

者の方が知人と出会うことで、何か相談をしよるんやなというようなことが想定されてしまうという精神的負担のことからいえば、ある程度その負担の軽減になるというふうに考えてございます。

それから、防災センターなんですが、近くにショッピングセンターでありますとか食事をするところもございます。消費生活相談に来られるときも、そのついでというんですか、そういったことで身近な施設になろうかというふうに考えてございます。

一方で、課題といたしましては、先ほど北庁舎のところでも説明した反対の部分なんですが、市役所から離れるということになりますので、例えば相談の前後、恐らく相談の後のほうが多いとは思うんですが、そのときに市役所でほかの用件を済まされようというときに、相談者の方が場所を移していただくというようなことが生じてまいります。こういったことにつきましては、可能な限り職員が対応して、市役所に行ったりとか、それから市役所の職員が防災センターに来たりとかいうようなことで対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、先日の議案質疑の中にもございました。消費生活センターにおける相談の実績なんですが、整理をさせていただいております。

平成25年度から平成28年度につきましては、ことしの1月末までの分を上げさせていただいております。170件から149件、今年度につきましては、中途でございますので112件となってございます。うち、実際、施設というんですか、北庁舎のほうに来ていただいている数も合わせ書いておりますけども、平成25年度につきましては約半数ぐらいというふうになっておりますし、本年度につきましても半数程度と。ただし前年度につきましては3割弱というような数字になってございます。

実際来られた方の年齢構成なんですが、これは合計していただきますと100%になりませんけども、相談に来られたりとか問い合わせとかございましても、年齢をお伝えいただけない方もございますので、それから団体もございます。そういった方についてはこの区分から抜かせていただいておりますので、合計で100%にならないということになるんですが、来訪されている方で10歳刻みで申しわけないんですが、60歳以上の方の割合をそれぞれ示させていただいております。

平成25年度につきましては48.7%、平成26年度では60.3%、平成27年度につきましては59.4%、平成28年度1月末までの分といたしましては57.7%ということで、60歳以上の方が実際、来訪してこられるその割合というのは半数以上になっているという状況でございます。

以上、説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

高山委員長 以上、説明を受けました。これより質疑等に入りたいと思います。 それでは、稲田委員どうぞ。

稲田委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、この消費生活センターにおける相談の実績の中で、170件に対して来訪者が78件とかいう、これはやはり電話で相談される方が半数以上あるということなのか、またこの中で重複されている方があるのか、全部件数なので重複もあると思うんですよ、再度。だから実際、きのうの議論の話では、そこへ行くことが問題であるということであれば、電話での対応でほとんど済んでたら、そこは問題じゃないと思うんですね。

それともう一つは、例えば重大な詐欺まがいであったり警察を介さないと解決しない問題がどの程度あるものなのかというのを教えていただきたいです。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長 資料にございます消費生活相談件数の推移ということで、来訪件数を上げさせていただいておりますけど、残りの分は電話での相談となってございます。

ちょっとつけ加えさせていただきますと、特に最近はスマートフォンの普及によりまして、何ていうんですか、アダルトサイトとか、そういったところをついクリックしてしまって、その後「お金を払ってくれ」みたいな、そんな画面が出るんやけど、どうしたらいいんだろうというような、そういう相談が最近多いんですが、ほとんどは電話での相談となっております。

それから、先ほど警察署との連携の話がございましたけども、実際、相談を受けさせていただいて、警察のほうに連携をとらせていただいている件数としては、もうごくわずか、もう 1 件、 2 件というようなところとなってございます。

以上です。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 そしたら位置は大した問題じゃないと僕は思うんですね。あと、この防災センターでされるというの、これはまだ初期段階でいろんな施設がまたそこへ集約していくということやと思うとるんです。

ただ、その消費生活センターがそこに入ったから、別に生活の拠点じゃないわ、何でしたっけ、でなくて、これからいろんな事業がそこでされると思うので、その一つやと思うので、この間、質疑がたくさんあったけど、別にそこは問題じゃないと僕は思ってるんですけど、ただ、この総務文教常任委員会の資料の中で「買い物

や食事のついでに消費生活相談に来訪すること」、この一部分は僕はちょっとないほうがええかなと思うんです。相談される方は、もう慌てて恐怖におびえながら相談されとるので、買い物のついでにするような軽いものじゃないと思うので、この一部分だけちょっと気になったので。

それと、これから施設が多目的に利用されるのであれば、やっぱり駐車場だけ、 伊藤さんもおっしゃったように、中心地活性化がやっぱり防災センターの駐車場を 拠点にしたいという話もあるし、それから旧市民局の跡地も、やっぱりもう考えな いかん時期に来とると。横のみつわのところも今度、防災センターが借りるように はなりそうやけど、今、淡陽信用組合さんとかあの辺が借りとってやけど、あの辺 の駐車場整備を考えていかんと、ちょっと手狭なような気がして、菅山振興会の土 地も含めて、そこを早急に、一番に進めていただきたいなと思うんです。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長 御意見いただきました買い物や食事のついでというところなんですが、この思いは、こちらを入れさせていただいたのは、相談の前というところではなくて、相談を受けていただいた方が相談で解決して安心したときに、その後というような、ちょっと表現的には前後しておりますけども、そういった意味合いのもので書かせていただいておりますが、ちょっと誤解を招くということであれば、またその資料もちょっと検討させていただきたいと思っております。

高山委員長 ただいま言いました駐車場の確保質問に上がっておりましたので、そ のあたりはどうなのかな。

富田次長。

富田まちづくり推進部次長 防災センターの駐車場につきましては、御存じのとおり、建物の前と、それから道路を挟んでの専用の駐車場というのがございますが、 会議とか、例えば講演会のときには駐車場が不足することとなってございます。

そのときには、山崎市民局の跡地、それからもう少し離れますと文化会館の駐車場を利用させていただくとか、それから隣接しております山崎小学校の職員駐車場とかグラウンドとか、そういったところを使わせていただいている状況にございますけども、今後、多目的に、そしてなおかつ多くの方に防災センターを利用していただくということになれば、駐車場の整備のことについても十分検討していかないといけないというふうに考えておりますので、またよろしくお願いしたいと思っております。

高山委員長 山下委員。

山下委員 以前、防災センターに人権相談室というのがあって、それでワンストップサービスがなかなかできなくて不便だなと思っていたところ、こっちの4階のほうに移ったので、本当に市民にとって便利になったなというふうに思ったんです。

それをなぜ今、また防災センターに戻すのかというところで、先ほどさまざまな 説明をしてくださったんですけれども、やっぱり私としては納得がいかないんです。

例えば、管理する相談室が1室のみとなっておりということだったので、昨日、私、北庁舎に行かせていただいたら、結構あいている部屋があるように見受けられましたし、それにこの相談に来られる来訪件数を年間見てみましたら、1週間にゼロ人から1人、2人という形ですし、ということだったり、それから出入り口が1カ所で危険ということですけれども、しっかりと人権を守って問題が起こらないようにするということのほうが、考えていただかなければならないことじゃないかというふうにも感じました。

そういうようなところから、やはりワンストップサービスをできなくしてまで北 庁舎を防災センターに変える必要はないんじゃないかなと思いました。

それで、むしろそういった消費生活センターを移すよりも、例えば防災センターの利用方法として、今ある防火用の地震対策なんかの機械を撤廃した後で、高齢者等がゲートボールできるような屋内の施設とか、それとかお風呂が今あります、そういったものをきちっと使えるようにしたりとか、あるいは若者とかが自由に使える、女性とかが使える部屋を、もう少しふやしたりするほうが大事なんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長 ワンストップサービスということなんですが、本日の資料にも書かせていただいております、冒頭にも部長のほうが説明したと思うんですが、今回の消費生活センターが防災センターに行くことによって、利用者の利便性というんですか、それが全て上がるというところではございません。課題もあるということで、本日もこの資料の中で、市役所から離れることで相談者の移動というんですか、そういったお手数をおかけすることが発生するということで、それは十分にわかっておるところでございます。

防災センターの利用方法についての御意見があったんですが、今回につきましては、条例を改正する理由というところでも述べさせていただいておりますけども、総合市民協働センター的な機能というのをどこに整備していこうというところから、防災センターが望ましいということで、その施設を選定したところでございます。

その機能を有している所掌事務を持っておりますのが人権推進課でございまして、 人権推進課の中に消費生活センターがあるということで、一緒に防災センターのほ うに移るというところでございます。

それから、北庁舎の安全確保というんですか、そういったところの御意見もございましたが、これにつきましては、できる限り複数名で相談に対応するというようなことで、安全確保を図ったり、それから何ていうんですか「さすまた」というんですかね、ああいったものも今回新たに整備をしていただくようになりましたし、それから、何かあったときに職員がほかの職員に知らせるような、例えば防犯ブザー的な、そんなものも用意する形で、相談員並びに相談者の安全確保というのを図っていきたいと思っております。

それから、北庁舎の空き室が結構ありましたよということなんですが、それは、たまたまだったんではないかなというふうに思っております。子育ての関係であったり介護の関係であったり、それから障害のある方のいろんな施策の関係で、本当に毎日いろんなイベントというんですか、行事をされておりますし、そちらのほうの相談業務をされております。

結構、会議室なんかもあいてないという状況があったりしまして、この本庁舎の会議室を、これは相談ではないんですが、関係する団体の会議等につきましては、本庁舎の会議室を使わせていただいているという状況もございますので、あいているときもございますけども、あいてないときも多いということで御理解をお願いいたします。

高山委員長 山下委員。

山下委員 今、私が「ああ、そうだな」というような、納得のいくような回答は、 ちょっと余りあるような感じじゃなかったんですけれども、ワンストップサービス というのは本当に大切なことだと思うんです。

この書いてくださったページの後ろのところに、可能な限り職員が市役所に移動して対応するとか、職員が警察署に同行するとかいうふうに書かれているんですけれども、本当に常にこんなことができるのかどうか。そして、こんなことをしなければならないぐらいだったら、最初からワンストップサービスのあり方をしっかり考えていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 一度、消費生活相談をどういうふうにやっているかとい うのを見ていただいたらなと思うんですが、非常に親身になって相談に対応してお ると。当然、そこにも記載させていただいておりますけども、相談者に同行するということも当然、努めてそういうふうにしていかないといけないというふうに我々は思っていますので、そういう対応については今後さらに努めていきたいと思いますし、ワンストップサービスという部分、ただそれだけを捉えますと、非常に今の市役所との関係性の中では崩れてくるというのは、私たちもそういうふうには認識をしております。

ただ、そのことをカバーする仕組みを我々はつくっていきたいというところで、相談をする職員、あるいはそれをカバーする職員が連携をして、しっかりと相談者の思いを受けとめて、事前に担当部局があるのであれば、そことの相談連携を図っていく。重たい状況であると来てくれというような話も含めて、そういう仕組みをつくらないと、幾ら同じところにおってもできないというふうに思っておりますので、そこについては努めていきたいというふうに思っております。

それから、冒頭少し申し上げましたが、これはそっちがいいかどうかというのは、いるいる判断が分かれると思いますが、市役所という雰囲気、それから防災センター、富田次長が説明しましたけれども、いろんな方がお寄りになる雰囲気、その雰囲気は相談者の方にとって、どちらが行きやすいかなと、そんなところも総合的なところで判断をさせていただきました。

必ず防災センターが、冒頭申し上げたように、一番どれをとってもいいんだというふうには考えておりません。デメリットの部分もあるだろうけども、最後には相談者の方がどちらがいいんだろうかなと、そういうところの判断基準という形で決断をさせていただきましたので、御理解をいただければなと、そんなふうに思います。

高山委員長 簡潔にお願いします。山下委員。

山下委員 決して相談等を一生懸命されてないというような意味じゃなくて、実際 に消費生活センターで本当に困っとったのを助けてもらって、警察なんかのことも すっきりと解決して本当によかったという市民の声は、本当によく聞くんです。

ということは、やはり今の場所で十分満足されてるんやなというふうに、ずっと思ってきたんですね。それをなぜ今、場所を移動されるのかというのが、やはりどう考えても納得いかないなというふうに思うので、いろいろ意見を言わせていただきました。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 ポイントは 2 つやと思うんですね。まず、ワンストップ化というのは何

かということですわ。行政に係るものみんなやったら社会福祉協議会も全部一緒にしてしまわなあかんのでね。これ今回、消費生活センターに何が必要なのかを、警察が必要なら警察が必要やと、それから福祉部分が必要なら必要やと、その辺がわからんもんやから、この消費生活相談員で全て賄える、事足りることであったら、どこでやっても一緒や思うんです。

それからもう一つ、現にここに携わられてる消費者協会の方の意見としては、防 災センターに行くことに異論はないわけですよね。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長 相談員は今 2 名で体制をとっておりますけども、移動 することについて何ら意見はもらっておりません。

それと、先ほどございました消費生活相談ということにつきましては、特に相談を受けて、きっちりと解決に向けて取り組むという業務がございますので、それがあれば場所については御案内をさせていただければ、市民の方はそこにお越しいただくということになりますので、特に場所で云々というのはないと思います。

ただ、相談を終わられてからの相談員さんが別の用件をされるといったときに、 市役所が近いほうが、その市役所関係の用件ですと便利だろうというようなことは わかりますけども、相談を受けてきっちりと解決をしてあげる、次のことをサポー トしてあげるということにつきましては、特段、場所については関係のないことか なというふうに思っております。

以上でございます。

高山委員長 議長。

秋田議長 きょうのこの説明の資料の、例えば消費者生活相談件数の推移で一番近いところで、平成28年度は来訪件数52件、これを割り算したら、もう月4件、1年でね。一月か。だけど非常に少ないと思うんや。それからずっと、るる説明のところで移動することに対するデメリットのことも述べておられるし、一長一短やと思うんよ。

先ほどまちづくり推進部長がずっとカバーする方法もいろいろ考えるということを言った、やっぱりもうちょっと行政のやり方を日々の業務のやり方を、もうちょっと工夫するのが先やと思うんです。

僕は今回の議会の冒頭に申し上げたと思うんやけれども、子育ての問題から何から、今、先ほども企画総務部の話が出とったけれど、もっともっと検討せなあかん テーマは大きいものがまだようけあると、優先順番でいうたら、まだ大きいものが あると思うんよ。

それで、僕はこの程度のことを議案で上げてきて、それで審査に付するというのはいかがかなというのが、ちょっと受けとめて、見させていただく立場として、どうかなと思うのよ。

さほど防災センターに行ったから、ほんならそれが全てようなるかと、そういうこともないし、それから、むしろ警察が遠くなって別の不安が出てくるとか、いろんなデメリットもあるわけだから、移動は今かなというような受けとめ方ですね、僕としては。

だからちょっとこれ、それから先般の先月の話にちょっと戻るようだけれども、 新築とか改築とか、いろんな講釈の説明、ずっと巧妙にいろんなことを説明される けど、ちょっと違うと思うな、この件についてはね。やっぱりこれは移動せんほう がええと思うわな、結論から言うと。

まあそれは意見やで。そう要らんこと言わんとしてえなと言うかもわからんけど。 伊藤委員 反対する人は反対したったらええ。

秋田議長 そうやな。

伊藤委員 もうよろしい。もう論議は尽くした。

高山委員長 正午が来ましたけれども、引き続き、まちづくり推進部の関係の審査 をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、第27号議案につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

続きまして、第36議案、市有財産の処分について、説明を求めます。 富田次長。

富田まちづくり推進部次長 本日の総務文教常任委員会の資料 3 ページ、それから 4 ページのほうに、資料をつけさせていただいてございます。

今回、議案上程しております譲渡する財産について、詳細を説明させていただき ます。

種別につきましては土地でございます。所在地につきましては山崎町野字居垣内210番地の1でございます。面積につきましては、これは登記簿の面積でございます。819平方メートル。地目につきましては、登記簿上、宅地となってございます。所有者につきましては宍粟市で、この土地につきましては昭和52年3月に買収により取得したものでございます。

そして、関係いたします自治会集会所の整備に係ります状況というのを入れさせ

ていただいておりますけども、事業完了につきましては、今年度、平成29年3月31日ということで申請いただいておりますけども、建物につきましては、もう2月末に完成の見込みということで確認をしてございます。

それから、建てようとされております、建てようというんですか、完成間近となっております施設の施設概要なんですが、延べ床面積につきましては約200平米、それから主な内容といたしまして、屋根はガルバリウム鋼板の瓦棒ぶきであったりとか、集会室、調理室、和室、倉庫、トイレ、玄関などを整備されているというところでございます。

めくっていただきまして、4ページは完成写真ということで、もう建物につきましては、ほぼできております。あと外構工事につきましては、まだ若干残っているというところなんですが、そういった状況です。

それから、下段のほうは、先ほど言いました集会室の完成写真ということになってございます。本当にきれいな建物ができ上がっているということで報告をさせていただきます。

高山委員長 説明がございました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

高山委員長 ないですか。ほかに委員の方々、ございませんか。

ないようでございますので、質疑を終結させていただきたいと思います。

それでは、第27号議案、第36号議案の審査を終わらせていただきたいと思います。 引き続き、継続調査、その他事項ということで、お願いを申し上げたいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

高山委員長 それでは、ほかに意見等ございませんので、これで終わらせていただ きたいと思います。大変長く御苦労さまでございました。

まちづくり推進課の関係を終わらせていただきます。御苦労さんでした。

委員の皆さん、また引き続き 1 時半からという予定になっておりますので、よろ しくお願いします。

午後 0時20分休憩

午後 1時43分再開

高山委員長 引き続き、第31号議案の審査に入らせていただきたいと思いますが、 説明を求めます。

前田次長。

前田教育次長 それでは失礼します。

それでは、議案書31号議案をお願いしたいと思います。 宍粟市立学校給食センター条例の一部改正についてでございます。

まず一番上の表紙の次の次のページのところに新旧対照表、横長の分が議案書のところについてると思うんですけども、その第1条のところで、現在、公立の小学校、中学校にしか給食をするということで明記はしてなかったんですけども、今回、県立の千種高等学校で給食を4月から実施したいということで、設置のところに千種高等学校というのを加えたものでございます。それに伴いまして、第1条を全面改正いたしまして、「宍粟市立小学校、中学校及び兵庫県立千種高等学校の給食を実施するため、その調理等の業務を効果的かつ能率的に一括処理する施設として、宍粟市立学校給食センター(以下、給食センターと言う)を設置する」というように改正するものでございます。

それに関連いたしまして、もう一方の総務文教常任委員会の資料の1ページのところに、一応、補足説明として、今回、千種高校にする1食当たりの数を書いております。1日当たり134食、1年生が40人、これも見込みなんですけど、2年生が39人、3年生が35人で、教職員が20人となっております。

年間の給食日数につきましては、1・2年生及び教職員が134日、それから3年生が2月は授業に出ませんので、その分少なくなって114日ということになっております。

それと、高校への配食の単価なんですけど、これは1月の委員会でも説明いたしましたが、月に4,800円をいただくということで、1回当たり290円で、一応、材料等も中学校と同じ分量なんですけども、中学校が4,100円、1食当たり240円ということで、その分の差額50円、50円を高校のほうはたくさんいただくと。

その理由といたしましては、牛乳の補助が10円程度ない。それから、どうしても高校への給食をすることによって、ある程度の光熱費、それから、わずかですけども搬送費もかかるということで、その分、50円程度を上げた290円というようなことで設定をして、これで4月1日から行おうとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

高山委員長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手にてお願いをい

たします。

岸本委員、どうぞ。

岸本委員 新旧対照表で、前の旧のほうは、わざわざ法律の名前が書いてあって、 それをわざわざ消してあるということは、法律に基づかない条例ということになっ とるんですか。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 ここに書いてある学校給食法とかいう法律をうたいますと、高校をここに入れられないですから、ということだけで外したということで、法律には基づいているんですけども、そういうことで条文からは外させていただいたということです。

高山委員長 西本委員。

西本委員 この問題は本会議でも出たんですけども、やっぱり学校給食法の、要するに児童生徒に給食を提供するという部分で、高校生に提供するということは問題はなかったんですね。ちょっともう一回そこのところ、説明できたら。

高山委員長 部長、どうぞ。

藤原教育部長 本会議でも説明させていただきましたが、学校給食法では、高校は 想定していないというのが事実でございます。

しかしながら、文部科学省に、体育保健課のほうが千種高校の関係で問い合わせをしますと、小中学校の給食に影響がなかったらそれは可能ということで回答を受けたということから、根拠として、しております。

県下を見ますと、公立の幼稚園、公立の保育所、また私立の保育園にも提供しているところがあるというところから、そういうところは小中学校への影響が出ないという前提のもとで出しておるんだろうということで、高校についても同じような考え方でいけるんじゃないかということで進めております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 学校給食に影響がない。これが最低限のということは、この間の文部科学省の話だということでお聞きをして、一番気になるのは、やはり給食費、これがもし千種高校で滞納というようなことが出ると、即刻、問題視されると思うんです。 義務教育じゃないので余計のことだと思います。その対応策は考えておられるのか、小学校、中学校でできない部分が高校でできると思うので。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 今、言われました御指摘の点は前年からもいろいろ言われておった

ので、それにつきましては、高校につきましては前納制ということで、月の初めに 先にもらうという方向で、高校と、今、調整しております。そしてそれにつきまし ては、高校が責任を持つということで、それとあと、申し込みをされたのがPTA とかの団体さんも一緒だったので、そこも一緒になって、そういうことはないよう にしようというような取り組みをするということを一応いただいておりますので、 月初めに先にもらう、前払いでもらうような方向で、今のところ調整しております。 高山委員長 稲田委員。

稲田委員 それで滞納がなくなればいいんですけども、例えば前払いで入ってないからといって給食を出さないわけにいきませんよね。

もし、いつまでに入らんかったら、あしたから給食ないでというような対応なのかどうかわかりませんけども、結局やっぱり法的根拠がないものでね、これ。後々一月二月滞納された方がほんなら高校やったら退学もありますし、それから、もう要らないということもあるんやけど、その後で回収できるような体制なのか。僕がいつも言うように、小学校も中学校もきちんとした書面をやっぱりとるべきやと思います。高校なんか特に、誓約書を書くので、そこも書いていただいて、法的にとれるものにしとかんと、これは今はまだ初めてやからええけど、今の380万円は大変なものやけど最初は1万円、2万円からやったと思うので、そこだけいろな方法があると思うんですけど、前納制というのが他市町村でとられている方法であって、でも入ってないから出さないというわけにいかないので、人権のこともあると思うんですけども、慎重に図っていただきたいなと思うんですけど。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 今、言われたことを参考にして、そういうことがないようにしたい と思います。

高山委員長 西本委員。

西本委員 高校の場合、前納制でもらうんだけど、もし入金になってなかったとき に給食を提供しないということはできるんですか。

高山委員長 今のと同じ関連やけどな。

藤原部長。

藤原教育部長 給食費の徴収については、全て高校が責任を持つという前提で進めておりますので、入らないということは今のところは考えておりませんし、そういう、もし滞納があった場合でも、高校、また先ほど言いましたようにPTAのほうでお願いしたいということで進めておりますので、それは確認をよくしたいと思っ

ております。

高山委員長 西本委員。

西本委員 中には給食より家でつくった弁当のほうがええんやということがあるか もしれませんが、そういう選択肢はもうないわけやね、これは。

高山委員長 藤原部長。

藤原教育部長 この千種高校への給食を提供するという前提で、中高連携の千種高 校、食育も関連するということから始まっておりますので、それは生徒全員にとっ てもらうという、それはPTAのほうも確認済みの上、進めておりますので、特別 アレルギーというような問題がない限りは全てとっていただくということは変わり ません。

高山委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようでございますので、第31号議案関係はこれで終わらせていた だきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですね。

それでは続きまして、継続調査事項に入らせていただきますけれども、準備よろ しいですね、それではお願いします。

【継続調査及び報告事項を実施】

高山委員長 それでは、教育部の関係、これで終わらせていただきたいと思います。 大変御苦労さまでございました。

午後 2時45分休憩

午後 3 時 0 0 分再開

高山委員長 先ほど申しましたけれども、それぞれ議案ごとに賛否をとりたいと思 いますので、もしこの部分について自由討議がございましたら、手を挙げて述べて いただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思い ます。

それでは、総務文教常任委員会の関係でございますけれども、第20号議案、宍粟 市中広瀬多目的広場条例の制定について、本案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

続いて、第22号議案、宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号の利用等に関

する条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

続いて、第23号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部 改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

次に、第24号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、 賛否を問いたいと思います。本案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

第25号議案、宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、本 案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

第26号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一 部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

高山委員長 挙手多数であります。

何かこれについてないですか。

山下委員 今、場所を変える意味が、説明していただきましたけども、やはりわからないので。

高山委員長 第26号議案。

山下委員 27号議案じゃなかった。

高山委員長 第26号議案です。消費者センターの関係ではないんです、26号議案は。 山下委員 27号議案まで行っとるんかと思った。

高山委員長 まだ行ってませんので26号議案なんです。

山下委員 それは丸です。

高山委員長 オーケーですか。

山下委員 はい。

高山委員長 全会一致で、はい、わかりました。

それでは続いて、第27号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関す

る条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

高山委員長 挙手多数であります。

これについて何か討論ございますか。意見でもよろしいですから。

山下委員 以前、防災センターのほうに人権相談室があったのが、ようやくこちらに来て、市役所あるいは警察とかも非常に連携とか利用とかしやすくなったところ、なぜ今また防災センターのほうに場所を変えるのかという意味が、説明はしてもらったんですけれども、やはりわからないので反対させてもらいます。

高山委員長 今のは所見でしょう。

山下委員 そういうことで、説明はあったけどわかりませんでした。

また、そういった相談室等を設けるのであれば、屋内でいろんなことができる場所とか、また若者・女性の会議室、無料で自由に使える会議室をもう少し数をふやすとか、また高齢者が屋内でいろんなことができるような場所を設けて、高齢者から若者、女性、また子どもまで一緒に触れ合えるような施設にしたいなと思うので、なぜ、今現在、何ら市民から不満も出ていない場所を今、変えるのかというのが、私にはちょっとわからないんですけど。

高山委員長 伊藤委員。

伊藤委員 市としては拠点づくりの一環として、あそこにやっぱり商店街もあるし、できたらあそこをにぎやかな場所にするために、いろんな若い人や年寄りの人や婦人層が集まる場所をつくって人に寄ってもらいたい。人を集める場所にして、あの周辺をにぎわいの場にしようとする人の意図があるわけや。だからそういう意味で、やっぱり連絡、こことの連絡は今いろんな連絡方法がありますから、それは今の現代の技術でできると思うんですよね。

だから、ここだけでは場所が今の手狭になっとるんで、あそこを第2庁舎的な考え方でこれからしようとしよるんやから、それはもう見守るべきやないかなと私は思いますけどね。

高山委員長 ほかに何かありますか。

稲田委員。

稲田委員 そもそも北庁舎を最初は庁舎にという案もあったと思うんです、昔にね。 それが手狭やということで、ここを建てたと。それであそことここが連携がとれて ないのは僕も問題、ただ部署として、やっぱり市民生活部と健康福祉部との兼ね合 いとかを、まずやってないことは、それは疑問に思います。債券回収課の場所であ ったり土木や建設がここの本庁舎にあることも問題やと思いますけども、多分これから人権推進室は分かれますけども、将来的にあそこに行った場合に、やっぱりそっちが中心となるんじゃないかなと。

現時点で考えると、消費生活センターだけ向こうへ行くように思いますけども、後々そこを拠点にしようとして考えとうから、まずその第一歩として、そこがふさわしいかどうかは別としてね、それは一宮を含めてもそうやと思います。でないといじる必要がないので。

だからそこを拠点にしようとする第1段階、その第1段階がちょっと内容としては、でも将来的にはあそこが中心になるのであれば、それを見越してのことかなという、どうしてもだめだということもないんですけども。

高山委員長 どうですか。

高山委員 私のほうから。

まず、きょう、るる職員のほうから説明があったんですけれども、職員もいろんな形で討議、議論を重ねてこられただろうと思います。職員側の立場にならずに、やはり市民の方々が使い勝手がいいというか、あそこに集まって相談しやすいとか、またプライバシーもしっかり確保されたということは、やっぱりきょうの説明の中にあったので、そういったことも照らし合わせながら、メリット・デメリットも考え合わせた上で、向こうのほうがいいんじゃないかなという結論に達したというような話も出ておりましたので、そういった意味で、これからやはりバスの停留所も近いだろうし、また駐車場の確保も、きょうも言われておりましたし、そういった利便性についてもしっかりと今度は委員会のほうで訴えていったらなというようなことを思っておりますので、私は、委員長が賛成の立場でおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

高山委員長 よろしいですか。

それでは続きまして、第31号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部改正について、本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

第33号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について、本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 全会一致でございます。

第34号議案、辺地に係る総合整備計画の変更について、本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 全会一致でございます。

続いて、第35号議案、相互救済事業の委託について、本議案に賛成の委員の挙手 を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 全会一致でございます。

最後に、第36号議案でございますけれども、市有財産の処分について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 全会一致でございます。

稲田委員 第35号議案も今、賛成したんですけども、この災害時というたったのは、河川、蔦沢の人はようわかってや思うけど、この中野から迂回路、北側の道は迂回できんのですかね。伊藤さんも蔦沢、第34号議案やね、辺地の。僕もこれ、聞こうかどないか思うたんやけど。

伊藤委員 上ノ。

稲田委員 上ノね、あそこが道が細うなってくるでしょう。

伊藤委員 小学校のところから川沿いをずっと行く道があるやろ。

高山委員長 第36号議案ね。

稲田委員 迂回路のほうを整備いうことですか、これ。本道じゃのうて。

伊藤委員 本道じゃない。本道はあれ、県道や。

高山委員長 向こう側やね、川向こうのほうやね。

稲田委員 ほんなら南側になるんかいね、あれ。南いうか西か。

伊藤委員 西のほうや。

稲田委員 ライスセンターのところに出てくるような、あの道のことやね。

岸本委員 県道を広めてほしいけどな。

高山委員長 伊藤委員とこの、あの奥のほうをずっと広げてもろうたらね。あそこ は物すごく狭小なのでね、あそこ。

伊藤委員 いや、今ちょっと工事。

西本委員 中野上ノのほうやろ。

伊藤委員 中野から入っていって、上ノ下。

西本委員 そういうことや。

稲田委員 でも、それは県道が何かの被害があったときに迂回できへんということを。

伊藤委員 いや、水が出て橋が流されたら、もう完全にもう上ノも上ノ上も孤立してしまう。

稲田委員 ほんならトンネルは関係ないいうことやね。

伊藤委員 一回あのごっついつかって、ちょっと間通れなかった。

稲田委員 そうやね。

高山委員長 以上、それぞれの議案、慎重審査していただきました。ありがとうございました。

西本副委員長では、長時間お疲れさまでございました。

(午後 5時33分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会総務文教常任委員会 委員長 高 山 政 信

平成28年度第5回総務文教分科会会議録

日 時 平成29年3月2日(木曜日)

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 3月2日 午前9時00分

次 第

- 1. 開会
- 2.委員長挨拶
- 3.協議・審査事項第73回宍粟市議会定例会付託案件審査

(企画総務部)

第38号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分(まちづくり推進部)

第38号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

(教育委員会)

第38号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分第73回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

- 4. その他
- 5.閉会

出席委員

委 員 長 高 山 政 信 副委員長 西本 諭 委 員 田 常 委 員 岸 本 義 明 稲 実 伊 藤 一 " 郎 山下由 美 \equiv 長 秋 田 裕 議

出席説明員

(企画総務部)

企 画 総 務 部 長 中 村 司 企 画 総 務 部 次 長 世 良 智

企画総務部次長 名 畑 浩一 総 務 課 長 Ξ 木 義 彦 地域創生課長山 本 信 介 (まちづくり推進部)

まちづくり推進部長 坂 根 雅 彦 まちづくり推進部次長兼人権推進課長 富 次 田 健 仁 消防防災課長田 路 人権推進課副課長 大 子 敦 田 (教育委員会)

郎 教 育 部 長 藤 原 卓 教育総務課長 徹 本 社会教育文化財課長 田 路 正 幸 社会教育文化財課副課長 原 真 弓 秘書広報課長森 本 和 人 之 財 務 課 長 砂 町 隆 也 地域創生課副課長 Ш 晋 西

まちづくり推進部次長 平 瀬 信 市民協働課長樽 弘 本 勝 消防防災課副課長 則 鳥 居 長 人権推進課副課長 柴 原 宏

教育次長前田正人 学校教育課長山本哲史 こども未来課長中尾善弘 給食センター所長大前和弘

事務局

次 長上長正典

(午前 9時00分 開会)

高山委員長 それぞれおそろいになりましたので、総務文教常任委員会を開催させ ていただきたいと思います。

本当に少し春めいてまいってきたんですけれども、やはり朝夕、寒うございます。 それぞれお体のほうは御自愛いただきたいと思います。

それでは、28日に付託のございました議案審査に入らせていただきたいと思います。委員の皆様方にお願いしたいんですけれども、最初に分科会、そして総務文教 常任委員会と、それから継続調査等ということにさせていただきたいと思います。

ころころ入れかわりますんですけれども、そのつもりでよろしくお願いします。 その都度その都度、閉じさせていただいて、やらせていただいたらなと思っており ますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、大変多く議案が提案されてございますので、早速ではございますけれ ども始めさせていただきたいと思います。

まず最初に、第38号議案の関係からお願いしたいと思います。

それでは企画総務部長にお願いを申し上げたいと思います。

企画総務部長。

中村企画総務部長 おはようございます。本日からの議案審査、よろしくお願いいたします。

まず、第38号議案の宍粟市一般会計補正予算(第4号)につきまして、説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、国県の補助事業、あるいは起債の補助事業の関係での予算措置、あるいは不用額の見込み等によります減額、あるいは年度内完了がちょっと難しいものについての繰越明許の計上、そういう部分で補正を行っております。

企画総務部の該当部分につきまして、砂町課長のほうより御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

高山委員長 それでは砂町課長どうぞ。

砂町財務課長 失礼します。

3月補正の企画総務部の関係について、資料のほうで説明をさせていただきます。まず、秘書広報課につきましては、歳入で、しそう光ネット・移動通信施設運営費雑入ということで100万円の増額補正ということで、これにつきましては、県道の改良に伴う光ケーブル等の移転の補償費、これが2件分、今年度、歳入すること

になりましたので、これについて増額補正をしております。

また、歳出におきましては、情報セキュリティ強化対策業務委託料、これについてはまだ事業執行中でございますけれども、これについても業務の内容、見積もり等の内容につきまして、今年度、総務省から派遣をいただいておりますICTアドバイザー等の支援によりまして、委託料の精査を行った結果、当初の見込みより減額となっております。

また、事務用備品購入費ということで、事務用パソコンにつきましては入札執行により事業費が確定いたしましたので、これにつきましては100万円の減額ということでございます。

続きまして、地域創生課につきましては、歳入のみの補正となっております。

まず、地方創生拠点整備交付金4,521万5,000円の増額、これにつきましては、このたびの国の補正予算に伴います交付申請で、道の駅みなみ波賀の整備を申請しておりました結果、これが採択となりました。2月の交付決定ということになりましたので、この3月補正で計上させていただいております。

なお、歳出につきましては、担当課であります産業部の商工観光課のほうで計上 いたしております。

また、市債で合併特例事業債ということで、森林大学校のシェアハウスの整備の関係で950万円、当初で予算措置しておりました。これにつきましては、シェアハウスの整備の内容であるとか工事の内容、施工方法、これが確定し、県と最終の調整をする中で、余り大きな建物の構造を変えるものではない、畳のかえであるとか補修的な要素が大きいため、起債事業に該当しないということになったため、全額減額ということにしております。

なお、続きまして総務課につきましては、歳出で退職手当組合特別負担金2,320万円の追加の補正と。これにつきましては、当初予算におきましては、定年退職予定者等を想定して予算措置をしておりますけども、今年度、人事院勧告による影響額、また勧奨退職による追加分等が生じますので、これの追加の補正をいたしております。

続きまして、財務課の関係でございます。歳入で土地売払収入、これにつきましては普通財産の売払収入ということで、千種町岩野辺の山林、県の砂防事業により山林を売買するということで、12月に契約をいたしております。これの追加の補正を行っております。

また、過疎対策事業債の特別事業分でございます。これにつきましては歳出で別

途、土木部のほうで橋梁点検事業を実績により減額補正を行っております。それに 対応する歳入の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

前後しますけれども、長期債利子を500万円の減額と。長期債の利子につきましては、今年度実施した繰上償還、12月に実施しておりますけども、これの影響額等が確定したことによりまして、見込みで500万円の減額、また、これら全て3月補正を整理する中で、2,170万円の財源が生じました。これにつきましては任意の繰上償還ということで、今後の財政負担の軽減という観点からも、2,170万円につきましては繰上償還をさせていただくと、こういった補正にさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

高山委員長 関係部分について、説明がございました。これより質疑に入ります。 挙手にてお願いを申し上げたいと思います。

稲田委員。

稲田委員 地域創生課の先ほどの森林大学校の合併特例債の減額についてなんですけれども、これはこの3棟整備に係る、その分の減額だと思うんですけれども、これは何かほかで賄えるんですかね。それとも一般財源から出るようなことになるんですか、これは。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これにつきましては、2分の1につきましては加速化交付金を充当させていただいておりますけども、その交付金の充当残、残りの半分の部分については一般財源で最終的には対応するということになります。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 そしたら、県と調整するまでは使えるものかどうかわからなかったという、先ほどおっしゃったように、大規模改修はどの辺までのことを、今後もまた整備していかなあかんことが出てくると思うんですけれども、例えば畳であるとかサッシをかえたり、その辺の改修は入らないように思うんですね。ほんなら大規模改修というのは、原則、古民家を利用してということなので、もとが変わってしまうほどの改修をしなければならないかによって変わってくると思うんですよ。

今後、もし今、森林大学校は20人ですけど来年40人になったり、もしかしたら定員がふえるようなことになった場合に、シェアハウスが必要となる。そのときの改修の定義みたいなものがあったら、どの辺までが特例債が使えるのかというのを教えていただきたいんですけれども。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 起債の対象事業であるかどうかという、そこの判断のところであろうかと思いますけれども、基本的には壁を抜いて部屋の構造を変えてしまうとか、例えば屋根をふき直してしまうとか、そういったものについては当然、適債事業であるうと思いますけども、今回のような壁のクロスを張りかえたり、そういったものについては適債事業ではないということで、当初予算につきましても、これについては、改修については、もう一般財源でという予算の提案をさせていただいておるところでございます。

高山委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、第38号議案関係部分については、これで終わらせていただきたいと思います。

午前 9時11分休憩

午前11時20分再開

高山委員長 それではおそろいになられましたので、引き続き審査を始めさせてい ただきたいと思います。

まちづくり推進部の関係の審査に移らせていただきたいと思います。

まずは付託されました議案の審査ということで、分科会の審査をさせていただき たいと思います。

第38号議案の関係部分についての審査を行います。

それでは、説明を求めます。

平瀬次長。

平瀬まちづくり推進部次長 それでは、第38号議案の3月の補正予算の要求の内容につきまして、説明をさせていただきます。

説明に入る前に、大変申しわけございません。資料の一部訂正をお願いいたします。

分科会資料の1ページの市民協働課の上側の歳入の欄の一番上でございます。県 支出金のところの説明「地方バス等生活交通維持確保対策補助金」のその「維持」 が間違っておりますので訂正をよろしくお願いいたします。大変申しわけございま せんでした。

それでは、予算決算委員会総務文教分科会の資料 1 ページをお願いいたします。 まず、市民協働課でございますけども、補正予算書12ページの公共交通に係る平 成28年度の事業年度、これにつきましては平成27年10月から平成28年9月までの平成28年度のバス事業年度の運行実績が確定いたしましたので、運行事業者に対する補助金につきまして、実績により精査した結果、バス事業者への地域生活交通対策事業補助金を729万1,000円、それと地方バス等公共交通維持確保対策補助金15万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳入につきましては、補正予算書8ページと10ページの県支出金の地方バス等生活交通維持確保補助金並びに地域振興基金繰入金につきまして、先ほど説明をさせていただきました実績が確定したことによりまして、歳入につきましてもそれぞれ減額をさせていただくものでございます。

また、補正予算書の8ページの県支出金のふるさとづくり推進事業補助金につきましては、空き家を改修して地域おこし協力隊とお試し住宅事業というようなことで、改修する予定でございましたが、協力隊員につきましては、本年度、4回募集をさせていただいたところでございますけども、結果、1名の採用になったということと、お試し住宅につきましても、現在1戸を整備をさせていただいておるところでございますが、平成28年度の実績といたしまして、1人の方が1カ月間の申し込みのみがあっただけというようなことがございましたので、今年度の改修につきまして、未実施により、その事業に係るふるさとづくり推進事業補助金の300万円を減額をさせていただくものでございます。

次に、消防防災課関係につきましては、2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、補正予算書17ページの消防費におきまして、西播磨消防事務組合の負担金につきまして、前年度の再計剰余金、人事異動による給与の減額及び西播磨消防本部宍粟署関係の救助工作車等の入札の減がございまして、総額2,543万6,000円を減額しております。

消防団員の退職報償金につきましては、退団者の減によりまして、報償金の減額、 並びに非常用放送設備撤去工事の入札減がございましたので、それに係るものを減 額させていただいております。

歳入につきましては、補正予算書の10ページと11ページの、先ほど申し上げました西播磨消防本部の宍粟署関係の救助工作車等の入札の減によりまして、その財源としております合併特例債及び過疎対策事業債につきまして、減額をさせていただくものでございます。

また、補正予算書11ページにございます諸収入の消防団員等公務災害補償基金からの退職報償金につきましても、先ほど歳出のところで説明をさせていただきまし

たが、対象者の減ということがございましたので、退職報償金を減額するものでご ざいます。

いずれにいたしましても、今回の補正につきましては、事業費等の確定によりまして、精査をさせていただく結果、減額補正というような格好になっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

高山委員長 これより質疑に入ります。

稲田委員。

稲田委員 消防防災のことでお伺いしたいんですけども、僕もちょっと消防のことは余り詳しくないので、この退団者が当初見込み退団者数より減ったためというのは、40歳か何か決まりというか、表向きはあるんですかね、退団の。そこが満たなかったということなのか、それとも予定退団というのはどういう見積もりで退団者を見積もられているんですかね。

高山委員長 田路消防防災課長。

田路消防防災課長 退団者の定年については、別に決まりというものはありません。 それから、退団者の見込みなんですが、これについては近年の退団の実績からして、 大体、一応見込みで設定はしております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 そしたら大体毎年、何人ぐらい減るということで、これが決まっている ということですね。

それで、ちょっとこの予算と関係ない部分に入るかもわからないですけど、定員制が廃止されましたよね、消防団の。定員制が廃止というか何人やという決まりが今ないと聞いたんですけども、それによることによって、若い方がやっぱりたくさん入ってもらえるためにとか、定数のことですかね。それで、かなり人数が膨れ上がっとるのはいいんですけども、資質とかの問題があって、メリットとデメリットが交錯しとるようなことを聞くんですけど、これは直接関係ないですけど、そこはもう定数がふえたことによって、仮に言ったら、出なくてもいいんじゃないかなとか、若い方が出なくてもいいんじゃないかなという流れになっとるんですけど、その辺はどういうぐあいになってるんですかね、今。何か決まりがあるんですか。

高山委員長 田路消防防災課長。

田路消防防災課長 出動に関しては、とにかく有事の際にはもちろん全員出動なんですけども、あと平時においては訓練でありますとか行事ごとがあるんですけど、

それにつきましても、訓練というか点検に関しましては各部ごとに全員出動じゃなくて班分けとかをされておるんですけども、例えば訓練でありますとかそういったものにつきましては、原則、全員出動ということで申し合わせといいますか、そういうふうにやっております。

高山委員長 ほかに御意見、質問ございませんか。

それでは、ないようでございますので、第38号議案の関係部分については、これで終了させていただきたいと、このように思います。

暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後 1時30分再開

高山委員長 それでは、休憩を解いて、引き続きよろしくお願いしたいと思います。 午前中、大変時間をとりまして、まことに申しわけございませんでした。

それでは、最後になろうかと思うんですけども、教育部関係の審査をお願いした いと思います。

まず、委員会の分科会の関係でございますけれども、第38号議案の関係部分について、説明を求めたいと思います。

藤原部長。

藤原教育部長 審査していただく前に、本日、文化会館におきまして、平成28年度事業ということで心の教育推進事業、劇団四季に来ていただきまして、市内の小学校4・5・6年生の1,000人を午前・午後の部に2つに分けまして、「王様とこじき」というミュージカルを上演しまして鑑賞していただいております。

本物の芸術作品に触れまして、感動を受け、夢を持ってもらえたと思っております。熱心に鑑賞をしていただいたことを非常にうれしく思っております。

それでは審査のほう、よろしくお願いいたします。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 それでは、私のほうから、総務文教分科会の第38号議案の一般会計補正予算(第4号)の関係部分について、説明をさせていただきます。

事前にお配りしております、こちらのほうの資料を見ていただきながら、こちらのほうに全て議案のページ数も端っこのほうに打っておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料のまず1ページ目のところで、今回補正するのは社会教育文化財

課に係るものでございます。

まず最初に歳出のほう、予算書でいいますと17ページのほうなんですけども、社会教育総務費のところで、補正82万5,000円を増額するものです。これにつきましては、放課後子ども教室の設備備品等を購入するということで、これを購入することによって、平成29年度から始まる放課後子ども教室の部屋、そこら辺にクーラーをつけるような事業なんですけども、これは国庫補助の追加募集があって、それが国庫補助になったということで、今回3月補正で上げさせていただいて、3月中に購入して平成29年度実施に間に合わせようというものでございます。

続いて図書館費のほうですけれども、図書情報通信機器購入費ということで、これにつきましては、システム更新をことし、したわけなんですけども、入札により額が確定したことで、入札残が590万円出ましたので、それを減額するものでございます。

続きまして、文化会館の改修工事費、これにつきましても12月補正で予算を計上させていただいたんですけども、これも入札で工事費が確定したことによりまして、881万6,000円を、今年度分を減額するものでございます。

それに伴いまして、今度は歳入のほうなんですけども、先ほども説明しました82万5,000円につきましては、これは全て補助になりますので、それを県支出金のところに上げております。

それから、11ページなんですけども、市債の教育債、これを文化会館の改修工事費の分の入札減で落とした分840万円を合併特例債を上げていたんですけど、その分を減額するものでございます。

それで、裏の次の2ページに、その山崎文化会館に伴う改修工事の予算参考資料ということで、当初予算の欄、まず舞台機構でいいますと、平成28年度は600万円、それから平成29年度で5,556万円を置いて、6,156万円を置いておったんですけども、それが請負によって5,832万円になったということで、減額になったということで、そのうちの差額、平成28年度は200万円、それから平成29年度は124万円ということで324万円減ったということになっています。

それをずっと足して、一番右の欄、調光装置、音響設備、客席照明のところで足してもらって、平成28年度の支払い分が886万円減ったということで、文化会館の改修工事を減額補正するものでございます。

下につきましては、それぞれの請負業者、それから請負金額、それから工期を書いております。

そして、文化会館の改修に伴うホールの休館期間につきましては、この一番下に書いてますように、できるだけ余り影響が少ない7月から9月の中旬の間で工事を完成しようということで計画しています。

以上、簡単ですけども説明とさせていただきます。

高山委員長 第38号議案の関係部分について、説明を受けました。これより質疑に 入ります。ないですか。

山下委員、どうぞ。

山下委員 この図書館情報システム機器購入の1,110万円で、この情報機器を購入 して、高齢者とか、あるいは視覚に障害のある方とかが本を読みやすくなるんでし ょうか。その辺の説明をお願いします。

高山委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 先ほど説明がありましたように、平成28年度に市内4館の図書館・図書室の情報システムの改修を行ったところでございます。

それにつきまして、いろいろ予約の関係ですとか、また個人の図書を借りていた だいた履歴等の記録もサービスとしてできるようになってきております。

また、高齢者の方、それから視覚障害のある方についてのサービスということで ございますけれども、それにつきましては、より実際の大活字本を導入させていた だくとか、また昨年度来、デイジー図書のほうの整備もさせていただいております。

高齢者の方は直接そうした電子機器とかパソコンでの利用は、なかなかちょっと 苦手やという方もおられるかとは思いますが、なるべくそれぞれの窓口でそういっ た方にも利用いただけるようなサービスにも取り組んでいきたいと思います。

高山委員長 山下委員。

山下委員 では、今後の課題ということで、これからということで捉えたらいいんですか。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 この補正に伴う分は、当初から置いておった図書館情報システムで、 もともとあったシステムが古くなったということで、改修をしたものでございます ので、今、山下委員が言われたものにつきましては、別個のほうで今後、デイジー 図書や拡大図書、そういうものを充実するということで対応していきたいと思って おります。

以上でございます。

高山委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

岸本委員。

岸本委員 もう文化会館のほうは決まっとるんで今さらですけども、ちょっと説明だけお願いしたいんですけども、ほとんどが平成29年度工事やと思うんですけども、この舞台機構とか調光装置というのは、多分、大分かえないかんだろうな、年数もたったしと思うけど、音響とか客席照明というので何か不都合はあったんですか。 高山委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 文化会館につきましては昭和62年に設立をいたしまして、間もなく30年が経過しようということになっております。その間、計画的に部分修理ですとかにも取り組んできておるんですけども、何分、各部品とかの劣化ですとか、また新たに調達する部品も、年がたっておりまして部品が調達できないというようなこともございます。

そして、客席照明につきましては、やっぱりこの時代ですので、LED化等にも 対応したいというふうに考えております。

そういうことで、各所劣化をしてきておりまして、それぞれ改修することによって、またより快適な環境で芸術文化の鑑賞をしていただきたいというふうに考えております。

高山委員長 それでは議長、どうぞ。

秋田議長 1つお尋ねするんやけど、この説明の2ページ目のところの、ちょっと今、岸本委員が言われたけれども、この舞台装置、調光、それから音響、これはもう市内の業者では全然手に合わんのですか。専門的に、要は地元の地産地消とかいるんなことを言う、単語として出てくるわけだけど、宍粟市の人によって宍粟市の仕事を回していくというか、お金が内部に残るようにという意味で、あんまり外部に任せる、全然、技術的に無理なの。

高山委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 御指摘のように、いわゆる舞台装置、つりもの、きょうも劇団四季の公演があったんですけども、いろいろ大道具、小道具、あるいは背景をつり下げる装置が、ここで言う舞台機構でございます。そしてまた調光装置はいるいろ、照明の調節をするとかといったところでございます。それから、音響はもちろんマイクとかスピーカーのシステムでございます。

これにつきましては、やっぱり非常に大規模かつ大がかりな規模でありますし、 またこの3社とも設立以来の導入業者でございまして、そういう市内でできないか という意見もあるのはあったんですけども、これはやっぱり後々のメンテナンスと いいますか、点検も含めて、山崎の文化会館独自のシステムでもって、設立当初か ら工事、あるいは点検を組んでいただいておりますし、また非常に特殊な業種、工 種でございますので、全国的にもやっぱりそんなに多くない業種で、ちょっと市内 の業者さんでは手に負えないだろうということで、契約をさせていただいています。

ただし、客席照明につきましては、電球の取りかえということですので、これに つきましては市内業者のほうで入札をさせていただきました。

高山委員長 ほかにはございませんか。ありませんか。

どうぞ、稲田委員。

稲田委員 放課後子ども教室の分で、これは新聞で見て、教室をふやす、山崎もそ うやし河東のほうですかね。合計何カ所ふえるんですかね、これ、放課後子ども教 室。

高山委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 稲田委員御指摘の学童クラブのほうのことでしょうか。 社会教育課のほうは放課後子ども教室というメニューでございます。申しわけござ いません。

高山委員長 ほかにないようでございますので、分科会を閉じさせていただきたい と思います。よろしいでしょうか。

午後 1時43分休憩

午後 3時00分再開

高山委員長 それでは、慎重審議いただきまして、まことにありがとうございまし た。

それぞれ出ました議案に対して審査を行いました。その結果の採決をとりたいと 思います。よろしいでしょうか。

自由討議がございましたら、その都度おっしゃっていただいたらなと思いますの で、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、分科会の関係なんですけれども、第38号議案、平成28年度宍粟市一般 会計補正予算(第4号)の関係部分について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

(午後 3時01分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務文教分科会 委員長 高 山 政 信